

むつ市議会第201回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成21年9月14日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 10番 岡崎 健吾 議員

(2) 7番 野呂 泰喜 議員

(3) 2番 澤藤 一雄 議員

(4) 1番 鎌田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
選挙管理 委員	佐々木	鉄郎	農委員 業会長	立花	順一
総務部長	新谷	加水	総務部 防調整 部事災監	岩崎	金蔵
会管総理 事務	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部 理事	近原	芳栄	民生部長	齋藤	秀人
保健福祉 部	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙管理 事務局長	大芦	清重

監事	齋藤純
査査委員	高田文明
務務局局長	河野健二
教委會	片山元
事理員	中嶋達朗
圖書館長	安藤哲雄
川内庁舎長	工藤初男
脇野所	杉山重行
庁舎所長	猪口和則
經濟部	澁田剛
副商課	
工観	
務理	
員務	
課	
部	
長	
育	
會	
局	
事	
長	
部	
調	
整	
長	
部	
計	
劃	
長	
育	
會	
局	
民	
士	
長	
部	
課	
査	
務	
主	
任	
主	

教育部長	佐藤節雄
公企業局	佐藤純一
管長	
大畑庁舎長	柳谷正尚
所	
総務課	松尾秀一
副総務	
農委	吉田薫
事務局	
業	
會	
長	
育	
會	
局	
事	
長	
教	
校	
教	
育	
長	
部	
聴	
長	
育	
會	
局	
長	
教	
委	
事	
字	
務	
課	
部	
課	
幹	
員	
務	
主	
務	
主	

事務局職員出席者

事務局長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主幹	柳田	査査	石田隆司
主事	井戸向秀明		

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、岡崎健吾議員、野呂泰喜議員、澤藤一雄議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

岡崎健吾議員

○議長（村中徹也） まず、岡崎健吾議員の登壇を求めます。10番岡崎健吾議員。

（10番 岡崎健吾議員登壇）

○10番（岡崎健吾） おはようございます。川内地区選出、政友会の岡崎でございます。

去る8月30日に執行されました第45回衆議院選挙において、民主主義の基本である選挙を通じた政権交代が民主党の歴史的な大勝利で実現いたしました。この結果は、自民党の経験ではなく、民主党の未知の可能性という変化を求めた民意のあ

らわれであり、政権政党となった民主党には、国民の負託にこたえる政治を期待するものであります。

ところで、市民の皆様も既にご承知のこととは思いますが、第91回全国高等学校野球選手権青森大会において、大湊高校が見事準優勝に輝きました。決勝戦では、過去9回の優勝を誇る青森山田高校を相手に決してひるまず、土壇場の9回には1点差まで詰め寄る驚異的な粘りを見せてくれたことは、まだ記憶に新しいところであります。残念ながら下北から甲子園への夢は達成できなかったものの、その戦いぶりはむつ市民、そして下北地域の方々に夢や感動を与えてくれました。新聞紙上にも、「君たちは公立高校の星」という大きな見出しが載るなど、改めてその健闘をたたえたいと思います。

また、先日行われました県民駅伝競走大会において、むつ市チームは終始抜きつ抜かれつの壮絶なトップ争いをし、残念ながらV奪還はなりませんでした。最終走者のトラックへ入ってからの追い上げは、市民に大きな感動を与えました。9月7日の本会議での山本教育委員会委員長の意見書の中にもありましたが、近年むつ市の小・中学生、そして高校生が各種競技において県大会はもとより、東北大会、全国大会で目をみはる活躍をしております。山本委員長の言われるとおり、早期にスポーツ立市に向けた取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、むつ市議会第201回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

第1点目は、観光についての観光協会と物産協会の合併についてであります。昨年10月に政府は、国全体として官民挙げて観光立国の実現に取り組む体制強化を図るため、国土交通省の外局として観光庁を発足いたしました。観光立国の基本理念は、住んでよし、訪れてよしの国づくりであり、

観光とは国の光を見る、見せるという意味で、そこに住む人がその地域の魅力をよく見て知り、生かすことで、訪れる人がその光をよりよく感じることができることであるとしております。地域自らが一体となって盛り上がろうとしなければ、観光地域の活性化にはつながりません。そのためにも観光振興には行政、農協、漁協、商店、宿泊関係、NPOなど関係機関が一緒になって観光地域づくりについて知恵を絞り、さらには近隣の地域間で連携していくことが必要ではないでしょうか。

来年には、東北新幹線新青森駅が開業いたしますが、これに向けてことし4月に青森県観光連盟、青森県大規模観光キャンペーン推進協議会、青森県産業振興協会の3団体が事業窓口の一元化や効率的な組織運営、また県外での誘客キャンペーンや県内の観光客受け入れ態勢の整備を図るために合併をいたしました。むつ市には、むつ市観光協会、下北物産協会があり、それぞれ多様な事業等を展開しております。しかし、観光と物産は一体のものであるとすれば、合併をして一体化した形での事業展開をすることにより、1足す1が3にも4にもなるようなパワーが発揮できるのではないかと考えますが、これまで両団体で合併に向けての協議等がなされた経緯があったのかどうかをお伺いいたします。

質問事項の2点目、むつ市内の小・中学生の携帯電話の実態についてご質問いたします。昨年の夏、文部科学省は全国の小・中学校に対して児童・生徒が携帯電話を学校に持ち込むことを原則として禁止するルールを策定するよう通知いたしております。現在全国各地でインターネット機能を利用した犯罪やいじめに巻き込まれる事案が相次いでおり、学校による取り組みの徹底に乗り出しました。しかし、携帯電話の校内持ち込みを禁止いたしましても、携帯電話をめぐる教育上の問題

が解決するわけではありません。学校を取り巻く社会が子供たちを有害情報からいかに守るべきかが問われております。

文部科学省は、今春、小・中・高校生の携帯電話に関する初めての実態調査結果を発表いたしました。それによると、中学生の約2割が1日50通以上のメールを送受信しており、100通以上の送受信をする小学校高学年もいるといった実態が公表されました。あわせて入浴中や食事中も携帯電話を手放せない子供も多数おり、子供の携帯依存が進んでいることが改めて浮き彫りになったところであります。そこで、むつ市の小・中学生の携帯電話の所有状況及び利用実態、また学校への持ち込み状況や持ち込み禁止についてどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

また、携帯電話のインターネット機能や掲示板機能などによるトラブルに巻き込まれている実態がないか、もしあったとすればどのように把握しているのかをお伺いいたします。

全国で4万件にも及ぶと言われる学校裏サイトで、同級生に対する誹謗中傷の横行がいじめの一因であることも指摘されております。子供たちが被害者にも加害者にもならないように情報モラル教育が必要だと考えますが、これについてどのような取り組みをしているのかお聞きいたします。

最後の質問になりますが、少人数学級について質問いたします。義務教育標準法は、公立小・中学校の教育水準の維持向上を目的とし、1学級の児童・生徒数や義務教育費国庫負担制度に基づき、国が給与の一部を負担する教職員の定数、都道府県別の配置などを定めた法律で、1958年に制定されたものであります。当初は、1学級40人とする規定が厳格に適用されておりましたが、文部科学省は2003年から40人は上限と解釈を弾力化し、市町村教育委員会が都道府県教育委員会に同意を得たうえで、少人数学級を編制できるように

なりました。現在文部科学省は、現行制度で必要とされている都道府県教育委員会の事前協議や同意を廃止するなど学級編制決定手続の簡略化に向け検討を進めております。これは、国の基準である1学級40人を下回る少人数学級の編制を市町村教育委員会の判断で実施しやすくするのが目的で、地域の実情に応じて、より柔軟な対応ができるようになり、より一層少人数学級の推進が期待されているところであります。

現在全国的に自治体独自の少人数化が進められており、福島県や福井県、鳥取県、大分県などが小学校低学年を中心に30人以下とするなど、東京都を除く46道府県が40人学級を下回る基準を設定し、また多くの市町村教育委員会が少人数学級を導入しております。少人数学級は、児童・生徒の学力向上、学習に対する意欲や興味、関心の高まり、授業中の発言、発表の機会の増加など、多くの点で教師、保護者、そして児童・生徒にも高い評価を得ております。もちろん単に学級の人数を減らせばすべてがうまくいくわけではありませんが、指導する教師の資質の維持向上は大前提としたうえで、少人数学級の推進は子供の学習面、生活面の両方において教師の目が届きやすくなり、間違いの指摘、修正にもすぐ対応できるようになり、子供同士のトラブルに際しても子供の話をしっかり聞いてやることにより、子供同士あるいは教師の考え方が理解され、指導がうまくいくことが十分に予想されます。少人数学級のデメリットとして、多様な考え方を学ぶことが困難、体育などでは切磋琢磨がなくなり、子供たちの社会性が育たない、また教師が児童・生徒に対して干渉し過ぎる嫌いがあるなどの指摘をされる声もありますが、1学級何人がベストであるのかは別にして、少人数学級を持つメリットのほうがはるかに大きいことに異議を唱える人は少ないでしょう。

むつ市教育委員会においては、現在県の事業で

あるあおもりっ子育てプラン21を導入し、小学校1、2年、中学校1年で少人数学級を実施しておりますが、この少人数学級を将来的にさらに拡大する考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目、観光についてであります。社団法人むつ市観光協会と社団法人下北物産協会の合併について、これまで両団体で合併に向けての協議等がなされた経緯があったかのご質問についてでございますが、社団法人むつ市観光協会は、地域に密着した観光行事の創出や充実に努め、魅力ある観光地づくりを目指し、観光客の誘致促進を図ることを目的に、昭和35年任意団体として組織され、平成8年には社団法人化されたもので、現在会員数192名で組織されております。

また、社団法人下北物産協会は、むつ市及びその周辺地域の物産及び観光土産品を広く宣伝紹介し、あわせて販路の拡大と新商品の開発などを図り、持って地場産業の発展及び振興に寄与することを目的に昭和49年に設立され、平成5年には社団法人化され、現在会員数95人で組織されております。

この2つの組織は、下北地域の魅力ある観光地づくりや魅力ある物産品の創出など、地域の産業振興のために大きなお力をいただいているものであります。むつ市は、平成17年3月にむつ市、川内町、大畑町、脇野沢村の1市2町1村が合併し、新しいむつ市が誕生いたしました。同じ行政組織である市町村でもそれぞれに歴史や文化が異なり、同じ意識を持つまで多くの時間と労力を要していることはご承知のとおりであり、同様に2つの協会は設立の趣旨、目的等、その成り立ちは別

々のものであり、それぞれに組織に対する思いがあるものと考えます。

また、物産協会は下北地域全体の組織であり、一方観光協会は市内においても旧市町村別に観光協会があり、各地区で独自に活動いたしておるところでございます。むつ市観光協会、下北物産協会ともに地域活性化への思いは同じであろうと考えておりますが、合併には各組織の意思の協調が必要であり、最優先されるべきものと考えているところであります。

岡崎議員ご質問の両団体での合併に向けての協議の有無については伺っておりませんが、私どもとしてはそれぞれの組織の今後の動向を見守りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の教育につきましては、教育委員会より答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、小・中学生の携帯電話の使用について、有害サイトへのアクセス、学校裏サイトを悪用したネット上のいじめや携帯電話依存症の増加など、子供たちを取り巻く環境は一向に改善されず、むしろ憂慮すべき状況下にあります。

まず、携帯電話の所持率の実態と学校への持ち込み禁止の状況と取り組みについて申し上げます。ことし1学期に実施いたしました携帯電話アンケート調査によれば、市内の小学生の携帯電話の所持率は12.5%、中学生は22.7%であり、全国と比較すると約半分の所持率となっております。

次に、利用実態ですが、メールの利用は小学生52.1%、中学生は80.5%であります。問題の多い自己紹介サイトであるプロフやブログの利用は、

小学生が3.9%、中学生は22%であります。

次に、1日の平均利用時間ですが、30分未満は小学生が60.3%、中学生は21.7%であります。3時間以上利用する中学生も多く、中でも中学3年生女子では1日3時間以上の利用者が32.1%となっております。

次に、学校への携帯電話の持ち込みの状況について申し上げます。一定の理由、事情により家庭からの申請や要望により学校への持ち込みを認めている学校も一部にはありますが、小・中学校24校すべてで学校への持ち込みを原則禁止としているところであります。

次に、掲示板への書き込みによるトラブルの実態についてであります。平成20年度は友人への誹謗中傷6件、携帯裏サイトでの非行2件、合わせて8件が発生しております。また、掲示板への書き込みや迷惑メール等で被害を受けたことが1回でもあったと答えた児童・生徒の数は11%で、中学校3年生女子については21.2%に上っております。このような現状を踏まえて、被害に遭ってもだれにも相談できずにいる児童・生徒もいることから、各校では悩み相談等を実施し、早期発見、早期解決に努めているところであります。

次に、情報モラル教育に対する取り組み状況についてであります。各学校においては、文部科学省発行の啓発リーフレットを配布し、携帯電話には便利さというメリットと使い方によっては犯罪につながる負の部分、陰の面、裏表があることをまず理解させることにしているところであります。さらに、青森県並びにむつ警察署職員、N T T職員や生徒指導主任による携帯安全教室のほか、今年度からは青森県教育委員会作成の携帯安全教室DVDを活用し、携帯電話の正しい使い方についての指導に努めているところであります。

また、新学習指導要領においても情報モラルを身につけることが明記され、各教科や道徳の授業

において、ネット上のいじめなど携帯にかかわる題材を取り上げ、子供たちが加害者にも被害者にもならないよう指導することとしているところがあります。

情報モラル教育の基本は、突き詰めていきますと心の問題であろうと思っております。人の心の痛みのわからない子供をつくってはならない、ひきょうなことはしないとといった規範意識をきちんと子供の心の中に植えつけることが最も大事なことでありと思っております。いずれにいたしましても、将来を担う児童・生徒を有害な情報から守り、健やかな成長を支援するためには学校、家庭、地域が一体となって子供たちを育てていくしかないと考えているところであります。

次に、少人数学級についてのご質問にお答えいたします。我が国における学級編制の基準については、議員ご指摘のとおりであります。基本的には現在もなお法律では1学級40人を上限とすることを標準としており、各都道府県教育委員会が基準を定めることとなっております。平成5年度から平成12年度までの第6次教職員定数改善計画では、国の標準である1学級当たり40人を下回る学級編制基準を定めることは認めておりませんでした。平成13年度から地域の実情や児童・生徒の実態に応じた学校教育に対応できるよう、必要と認める場合には各都道府県教育委員会の判断により国の基準を下回る少人数の学級編制が可能となったところであります。これにより青森県では、あおりっ子育てプラン21を策定し、少人数学級編制を実施しているところであります。

その内容を申し上げますと、該当する学年は小学校1年、2年生、中学校1年生であり、いずれも1つの学年が2学級以上の学校で33人の学級編制を実施しているものであります。本市において該当する学校は、第一田名部小学校、第二田名部小学校、苫生小学校及び大平小学校の4校であり

ます。中学校では、田名部中学校1校のみであります。

青森県内の公立小・中学校において、すべての学年に少人数学級編制を実施している自治体は、隣の東通村だけであり、必要とする教員数の確保についても村独自の予算で採用しているものであります。

少人数学級編制は、最も基本的な教育条件の整備であるとする考え方は、全国的にも共通して認識されているところでありますが、大方の自治体においては、厳しい財政状況に置かれており、現段階では難しいとしているのが実情であります。

教育委員会といたしましては、少人数学級編制は財政力の違う自治体の自由裁量に任せるのではなく、日本全国どこにいても等しく質の高い義務教育が受けられるという憲法の精神に基づき、教職員の確保は国の責任において全国一律の基準でなされるべきものと考えており、今後とも引き続き最優先されるべき課題として位置づけ、全国市町村教育委員会連合会並びに全国都市教育長協議会と歩調を合わせて継続的に要望してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（岡崎健吾） 観光協会と物産協会の合併については、それぞれの事情があり、大変難しいことは十分理解いたしますが、青森県の観光のドル箱である十和田湖を持つ十和田市においても、昨年4月、十和田市観光協会、十和田湖観光協会、そして十和田市物産協会が合併し、新たな十和田市観光協会が誕生しております。合併によりこれまでそれぞれの団体に蓄積されたノウハウを十分に生かすことにより、機動的な組織、人員の配置による効率的な運営が図られ、相乗効果がより発揮できる体制の整備が図られるのではないかと思います。将来の下北半島の観光振興を考えるうえで、

両団体の合併が必要不可欠と考えますが、そういう機運が高まるよう行政にはその橋渡し役となつてほしいと思います。

携帯電話の実態について再質問いたします。子供たちの保護者が悪質サイトの閲覧を制御するフィルタリング機能やブログの実態など、保護者が理解していない実態がありますが、教育委員会としての対策、対応をお伺いいたします。

少人数学級についてですが、教育長の教職員の確保は国の責任において全国一律でというご意見は全く同感であります。そこで、平成21年8月1日現在のむつ市の学級編制で小・中学校全学年で33人学級を実施した場合、学級増加はどのくらいになるのかをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） まず第1点目でございますが、フィルタリング機能やブログの実態を保護者にどんなふうにして理解させているのかと、教育委員会の対応を聞きたいというふうなことでございますが、私としましては、基本的には未成年者であります子供に携帯電話を持たせる以上は、やはり親の責任であろうと、このように思っております。フィルタリングを設定することは、当然親の果たすべき務めの一つだろうと、このように考えているところであります。

ことしの7月に実施しました市内の小・中学生の携帯電話アンケートの調査によりますと、フィルタリング機能を設定していると回答した小学生は17.9%でございます。中学生は32.6%である。70%、80%はフィルタリングを設定していないという状況でございます。そういうことで、学校では根気よく保護者はもとより、子供たちは当然でございますが、フィルタリングを設定するよう指導、あるいはまた協力をお願いしてきたところがあります。実際のところ、なかなかその設定率がアップしないということが指導の難しさでござ

います。

教育委員会といたしましては、フィルタリングの設定につきましては、先ほど壇上から申し上げましたけれども、やはりPTAはもちろんのこと、青森県警察等々と関係機関と連携をすると同時に、校内につきましても情報モラル教育を根気よく継続的に進めていくしかない、このように考えているところであります。

次に、2点目の学級の増加についてのご質問ということでございますが、先ほど壇上からも述べました、あおもりっ子育てプラン21によりまして、小学校では先ほど申しました4校が該当になっておりまして、6学級が増加となっております。これは、はぐくみプランのことでございますが、しかしこれをすべての学年で実施した場合どうなるかというふうなことでございますが、小学校だけで現在よりも14学級の増となるわけでありまして、

また、中学校の場合におきましては、先ほど1校のみと、このように申し上げましたが、これをまたすべての学年ということになりますと、現在でも7学級が中学校においては増ということになりますので、全体では21学級が増加ということになるわけでありまして、

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（岡崎健吾） 設定率が少ないということですが、事業者によるフィルタリングサービスの提供は、罰則のない努力義務であり、親が必要ないと言えれば外すことも可能なために、店側が積極的に説明し、説得する姿勢が必要であり、今後教育委員会でお店に対してそういう依頼も必要ではないかと考えます。

本年6月、石川県議会では、小・中学生に携帯電話を持たせない保護者の努力義務を盛り込んだいしかわ子ども総合条例の改正案を賛成多数で可決いたしました。施行は来年1月で、罰則規定は

ないものの、子供の携帯電話所持の制限に踏み込んだ条例は全国で初めてであります。子供たちが携帯電話から有害サイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースが深刻化する中、規制を歓迎する声上がる一方、問題解決は家庭や学校の教育に任せるべきとの意見も根強く、全国的な議論を呼んでおります。子供たちが犯罪の被害にならないように手だてを講じる責任が政治を含めて大人全体にあると思います。携帯電話を子供に与えるだけでなく、どのように使われているのか、保護者はしっかりと手綱を締める必要があり、監督責任もあるのではないかと思います。

政府の教育再生懇談会では、携帯電話の問題は家庭、学校、地域の教育力が問われていると指摘しており、携帯電話の問題だけでなく、将来のむつ市の教育においても、家庭、学校、地域がますます連携を深めていくことがむつ市の教育力をさらに高めていくものと考えます。

少人数学級についてであります。先ほどの答弁では、現在より21学級増加するということですが、学級数の増加により、市独自の教師の採用や、さらに教室をふやす余裕のない学校は増築等が必要となり、財政面においても非常に難しい問題等もありますが、むつ市の将来を担う児童・生徒のために今後ぜひ少人数学級の拡大の検討を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、宮下市長に少人数学級についてお伺いいたします。青森市の鹿内市長は、市長選挙においてのマニフェストに、現在青森市で小学校1、2年、中学校1年で実施している少人数学級を小・中学校全学年への拡大を約束しております。先日市制施行50周年・合併5周年記念式典が盛大に行われ、市民の方を含め、約1,000人が大きな節目を祝福し、今後の発展と繁栄を誓い合いました。その中で市長は、子供たちがこの地に生まれたことに自信を誇りを持てるまちづくり

を目指すにあいさつをし、子供たちは未来へのメッセージで、優しさにあふれた力強いむつ市を私たちがつくっていきますと元気よく呼びかけました。この未来ある子供たちのためにも、少人数学級を拡大することがよりよい教育環境の場を提供することになると思いますが、市長のご所見をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま岡崎議員、青森市の例を出されてのご質問、私の所感というふうなことで求められたところではありますが、私は基本的に教職員の確保、これは国の責任のもとで行われるべきだと、これはまさしく先ほど教育長の答弁のとおりでございます。その部分で進めていかなければいけない。やはりこれは国のほうでしっかりと教職員を確保しなければさまざまな問題点が出てくる場面を私は予想しております、予測しております。そういうふうな部分で、基本的には国の憲法の精神に基づきまして、全国どこでも同じ教育、義務教育が受けられるというふうな、そういうふうなもので教職員の確保は国の責任において全国一律に行われるべきだというふうな思いはあります。ですから、そういうふうな部分においては、例えば全国市長会を通してのさまざまな提案、提言等はさせていただきたいと、このように思います。

一方、むつ市ではどうするのかというふうな、その部分もあろうかと思いますけれども、基本的には全国一律の基準というふうなことですけれども、できたら子供たちは人数が少ない、ある程度のところでは教育を受けさせたいというふうな気持ちは岡崎議員と共通はしております。

私も若干教育の部分、公的な部分も1カ月ございました。また、私的な教育の分野でも長年やっておりましたけれども、やはり人数が多くなれば、

なかなか子供たち一人一人の能力、そしてまた力を伸ばすというふうなかなりの部分で親御さんたちの期待に沿えない部分が出てくる可能性もあるわけでございます。その意味からして、基本的にはある程度の人数で子供たちを教育をしてやりたいというふうな思いは共有はしております。ただ、むつ市の場合、その部分でむつ市単独での教員というふうになりますと、また県費の教員との関係もでございます。そういうふうなところがさまざま大きな問題、これから出てくる可能性もありますので、そういうふうなこともしっかりと見きわめられた中の判断が必要なのではないかなと。

青森市のほうで少人数学級というふうなこと、これが青森市費で教員を採用するのか、そういうふうなところはまだ私承知しておりませんので、青森市の動向等もよく研究をさせていただきたいと、このように思うところであります。基本的には、ある程度の人数、今度少な過ぎると、また教育の部分、教育効果の部分、競争意欲、そういうふうな部分もそがれる部分もあります。ある程度の人数で学級を運営して、そして子供たちが教育を受けるというふうな気持ちは私は岡崎議員と共有しておりますので、さまざまな場面で全国的な場面での発言はさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。7番野呂泰喜議員。

（7番 野呂泰喜議員登壇）

○7番（野呂泰喜） このたびの第45回衆議院選挙は、国民の圧倒的な支持を受けた民主党が議席を大幅にふやし、政権与党として予算編成権を握り、税金の無駄遣いを一掃するとして、予算見直しとしてあります。後期高齢者医療制度、景気、雇用、少子高齢化、過疎化による地域の空洞化、医師不足による医療の空洞化、そして何よりも格差社会の是正、生活者重視の施策、農林水産業への支援政策など、早急な対応をしていただきたいところであります。日本の政治のあり方を今こそ根底から変えたい、そんな有権者の願いを担った1票で政権交代がなされたと思います。いずれにしても、小選挙区比例代表並立制の怖い部分が出たと私は思います。

むつ市議会第201回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては、前向きなご答弁をお願いいたします。

市民への安全対策についてお聞きをいたします。9月定例会での私の質問は、地域住民にとって安全を確保することが重要であり、安心安全をキーワードとして4つの質問事項といたしました。

まず第1点目として、小・中学校の耐震について、平成21年2月に出された学校施設の耐震化計画を見ますと、学校数にすると小学校5校、中学校3校が耐震化が必要としているところであります。Is値を見ますと、構造耐震指標として、学校の場合0.7以下であると地震の震度及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとしてあります。また、耐震診断結果も、倒壊、または崩壊の危険がある、または危険性が高いとしてあります。基準を満たしていない著しく危険性が

高い小・中学校合わせて8校もあり、まことに深刻な現状であると思えます。

学校施設の耐震化計画の説明を見ますれば、学校施設は児童・生徒にとって1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難場所としての役割も担っており、安全性を確保することが極めて重要となっておりますとありますが、耐震診断調査の依頼年度をまずお聞きいたします。

また、災害時に避難場所を学校施設としてありますが、耐震不足として危険性が高い施設への避難誘導は疑問であると思えます。災害時、どのように考えておられるのかをまずお聞きいたします。

2点目として、むつ市運動公園野球場の整備についてお聞きをいたします。むつ市運動公園野球場は、昭和45年に整備がなされ、早いもので40年以上がたっております。当時はそれなりの球場ではありましたが、今となれば使いづらい球場であると思っております。それでも平成7年度に照明が取り付けられ、夕方からの使用が可能となり、ナイター野球またはナイターソフトボールと常に市民に利用されており、球場の使用率は非常に高い球場であると思えます。そこで、利用者からの要望として多いのが、安全対策として内外野フェンスにクッションの設備を望む声が多くあります。私も安全なラバーフェンスの必要性を感じているところであります。ラバーフェンスの設置を検討していただきたい。また、これからの運動公園野球場整備をどのように考えているのかをあわせてお聞きをいたします。

3点目として、道路基盤整備として大湊坂道対策、ロードヒーティングについてお聞きをいたします。大湊地区坂道対策については、生活道としての安全性の確保、そして何よりも安心安全に住めるまちを目指し、冬期間の大湊地区の生活環境

の厳しさを幾らかでも克服したいとの思いから、平成8年度の一般質問で大湊地区坂道対策の必要性を訴えてきたところであります。行政としても、事業の必要性を認めていただき、むつ市長期総合計画実施計画として毎年1路線ずつではありますが、整備がなれてきたところであります。平成10年、スキー場線ロードヒーティングの整備が始まり、平成20年度には市道連絡8号線、新川守坂の整備がなされました。これで市道8路線が整備済みとなり、これにより冬期間の凍結による事故が格段に減り、安心安全、特に安全性が確保されました。これはまことにありがたく、関係各位に感謝を申し上げます。

そこでお聞きをいたします。平成21年度のむつ市長期総合計画実施計画を見れば、平成21年度は市道連絡9号線、丹内坂整備となっておりますが、もはや整備が始まっているのか。また、むつ市長期総合計画は平成14年3月に策定され、基本構想は平成13年度から平成22年度までの10年間としてありますことから、来年度が最終年度であり、平成22年度は市道連絡7号線整備の計画としてありますが、それ以降も順次整備がなされるのかをお聞きいたします。

4点目として、老朽化が著しい大湊消防署建設については、下北地域広域行政事務組合でありますので、要望とさせていただきます。

地域住民の安心安全のため、広域行政事務組合で話し合いが持たれ、実施計画を作成していただきたいと思えます。なるべく早目の話し合いが持たれることを希望いたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目と2点目は、教育委員会より答弁を

いたします。

ご質問の3点目、道路基盤整備のご質問にお答えいたします。大湊坂道対策について及び市道連絡未整備の今後の取り組みにつきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

大湊地区の住宅地は、釜臥山の山ろくにあることから急勾配の坂道が多く、冬期間の凍結による交通事故が懸念されるため、これまで市道8路線にロードヒーティングを設置して安全対策に努めてきており、今年度も市道連絡9号線、通称丹内坂の整備を実施しております。市といたしましては、坂道対策が必要な路線17路線のうち、残る8路線についても順次整備を進めてまいりたいと考えております。

4点目の大湊消防署建設につきましては、下北地域広域行政事務組合の問題であり、また要望というふうなご発言でございましたので、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 野呂議員ご質問の市民の安全対策についてお答えいたします。

まず、小・中学校の耐震についてであります。学校施設は議員ご指摘のとおり、児童・生徒にとって1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難場所としての役割も担っており、安全性を確保することは極めて重要となっております。市内小・中学校24校のうち、昭和56年以前の旧耐震基準により建てられた耐震診断の対象となる8校については、すべて耐震診断を行い、耐震性不足等の数値を把握し、市のホームページ等で公表しているところであります。

教育委員会では、現在これら耐震性が不足している学校8校と木造等老朽化の著しい5校を改築対象校として耐震化計画を策定し、順次改修改築

を進めているところであります。

耐震化計画の対象としている学校は、小学校では第一田名部小学校、第二田名部小学校、関根小学校、大平小学校、城ヶ沢小学校の5校、中学校では大湊中学校、大畑中学校、脇野沢中学校の3校であります。

また、改築を予定している学校は、第三田名部小学校、第一川内小学校、脇野沢小学校、関根中学校でありまして、残りの第二川内小学校につきましては、地域及び保護者の方々から統合に賛成のご意見をいただいておりますので、第一川内小学校への統合を予定しております。

改修予定年度につきましては、大湊中学校が既に改修中であり、第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校につきましては既に補強改修設計を発注済みでありまして、10月中には完了する予定となっております。設計の完了後には、ただちに耐震改修に入りたいと考えております。

また、関根小学校、城ヶ沢小学校、大畑中学校、脇野沢中学校につきましても、引き続き耐震補強設計及び補強工事を進め、平成23年度末までに改修を終えたいと考えております。

改築を予定しております第三田名部小学校、第一川内小学校につきましては、既に事業が進んでいるところでありますが、脇野沢小学校、関根中学校についても改築に向けて計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、野球場整備についてのご質問にお答えいたします。むつ運動公園は、昭和43年に開設以来、各施設の改修整備を行ってまいりました。公園、野球場につきましては、昭和58年に全面改修を行い、平成7年度には夜間照明設備を設置したところにより、夜間利用が可能となり、多くの市民に利用されております。現在の利用状況としては、早朝の朝野球大会、日中の一般及び少年等の軟式

野球大会、夜間のソフトボールリーグと数多くの大会、競技が行われております。教育委員会といたしましては、多くの市民の利用に供していること、さらに過去にフェンスに衝突し、けがをした事例もあることから、できるだけ早い機会に安心して安全なラバーフェンスの整備を進めてまいりたいと考えておりますが、ラバーフェンスの設置及び金網フェンスの改修費には2,700万円以上の経費を必要とすること、さらに現在教育委員会では子供の安全安心を最重要課題として学校の建設と耐震改修に全力を傾注しておりますことから、いましばらくご猶予をお願いしたいと、このように考えているところであります。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 順序が逆になりますけれども、道路基盤整備のほうから質問をさせていただきます。

順次やっていただけるということであります。大変ありがたいなと思っておりますが、これはどうなのですか、基本的には国道338号と市道浜通線を結ぶ連絡を先にやるということなのでしょうが、それともこれから平成26年に国道338号大湊地区宇曾利バイパスが改築いたしますから、そちらのほうのアクセス道路をやるというのか、そこをまず1点、先に聞かせていただきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

先ほど市長答弁でも申し上げましたように、今年度は市道連絡9号線、通称丹内坂を整備することで既に工事発注しておりますので、ことしの冬には供用できるものと考えております。

また、それ以外の残り8路線でございますが、これは緊急性を見きわめながら順次進めていきたいということで、決してバイパスを優先するというような考えは持っておりません。あくまでも今現在の坂道の緊急度を考慮しながら進めていくと

いうことでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） ありがとうございます。わかりました。そうしますと、緊急性ということで、そちらのほうの整備を順次していくということをお願いいたします。

次に、野球場の整備でございますけれども、今教育長の答弁だと2,000万円強ですか、予算がかかると。確かに予算の伴う事業でありますけれども、いみじくも教育長から話が出ましたけれども、競技中にフェンスに衝突してけがをしたという事例が私も3点ほど、軽症でありましたけれども、聞いておりますので、これは早目に予算を何とかやりくりしてでも整備をしていただいたほうが私はよろしいのではないかなと思っております。私も野球をやりますので、今までは安全なところでピッチャーをやって、余りフェンスは気にしなかったのですけれども、今度内野をやりましたら、やっぱりフェンスが気になりましたものですから、ひとつ予算を見つけてでもお願いをしたいなと思っております。

関連ですけれども、小・中学校の耐震性の問題、平成21年の2月4日のホームページをとらせていただきましたら、耐震性が悪い学校というよりは、もう悪過ぎる数値が並んでおったということで非常にびっくりしておったのですけれども、先ほど壇上から申し上げましたけれども、0.7以下で倒壊もしくは崩壊の危険性がある学校が8校もあるということで、先ほど壇上でお聞きいたしましたけれども、耐震診断は何年に発注をなされたのか、いわゆるこの資料のもととなるコンサルタントにお願いしたと思うのですけれども、何年度にしたのかお聞きをいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 耐震診断につきましては、平成20年度までですべて終わってございます。平

成21年度は、実施設計に入っているというふうな
ことでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 先ほど教育長のほうから、も
はや大湊中学校も改築に入ったということで、私
も6月定例会に予算は提示されて通しました。一
つ一つ直していただくのは非常にありがたいな
と。特に大湊中学校は非常に耐震性が悪かったな
と、これを見ておりますけれども、私がお尋ねし
ておるのは、何年度に発注をしたのか。いわゆる
発注というのは、コンサルタントに耐震をしてい
ただきたいと、見ていただきたいということを何
年度にやったのか。平成20年度でよろしいので
すか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 一番初めに発注したのは
平成18年度でございます。最後になるのが平成
20年度というふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、平成18年度に
何校の部分が発注なさったのか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 大湊中学校1校でござい
ます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 大湊中学校1校のみと。あと
はそれを順次やっていったということで、大湊中
学校が終われば次ということでやっていくという
ことで解釈してよろしいのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） そのとおりでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、このIs値、
これを見ますと、例えば第一田名部小学校あたり
は0.26、屋内運動場に至っても0.27、第二田名部
小学校は0.60かな。非常に惨たんたる数字が並ん

である状態。大畑中学校は0.26、脇野沢中学校で
も屋内運動場が0.42と。いわゆる0.7で危険性が
あると。はるかにもう下の数字が乱立しているわ
けですよ。予測はできなかったものですか。い
わゆる大湊中学校だけではなく、ほかもこうい
う状態だということは。お聞きをいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） その時点では予測はでき
ませんでした。耐震診断をやって判明したという
ふうなことでございます。ただ、現段階では2007年
の7月、新潟県中越沖地震がございましたし、そ
の後2008年の6月に岩手・宮城内陸地震というふ
うな大きな地震がございました。これらのいわゆ
る数値が低い学校につきましては、倒壊という形
にはなっておりませんので、ただちには倒壊する
ものではないとは考えておりますけれども、順次
改修を進めて安全なものに上げていきたいとい
うふうに考えております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 順次というよりは、早目に改
修をしていただかないと、いわゆるこれに書いて
ありますけれども、子供たちが通っている、1日
の大半を学校で過ごしておるとい状態、その部
分での改修というのは、私は論をまたない。いわ
ゆるもう予算がなくてもやっていただきたいな
という考え方でございます。

というのは、私はなぜこういうことを申し上げ
るかといいますと、平成18年10月30日、もう4年
ぐらいになるのかな、そのときに質疑で市長に対
して、この市役所も危ない、それはわかります、
ただ学校、そして公民館、そして市役所の施設、
本当に大丈夫なのですかということをお尋ねして
いるわけです。ですから、それからいっても、平
成18年度に大湊中学校を耐震診断を出したと。そ
れは大変ありがたい。ただ、まだまだこういう数
字を見ると、ほかもいっぱいあった、今まで幸い

事故がなかったからよかったという考え方になってしまうのかなど。そうではなくて、やっぱり早目の安心安全、これを考えていただきたいと私は思います。これを見ますと、平成23年度でなければ改修が終わらないと。あと2年もかかるという思い、非常に私はここに通っている子供たちに申しわけないなという気持ちでいっぱいでございます。その部分、何とか早目の改修をお願いしたいと思っておりますけれども、ご意見を申し上げます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育委員会といたしましては、現在一番早いスピードで進んでいる、実施しているというふうなことでございます。できるだけ先、先を見据えて対応させていただいております。現在も3校が今実施設計をしておりますけれども、これも一番早い段階で、県内でも早い段階で発注しておりますして、なかなかそれが進まないという事情を抱えて我々もちょっとかなり悩んではいるのでございますけれども、できるだけ早く、スムーズに改修に入りたいというふうな思いでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そういう考え方を持っていたきたいなと。いわゆる緊張感を常に持っていたきたいなという思いで今回質問させていただきました。

それで、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、いわゆる危険校舎、そこが今避難場所になっているわけですね。その部分の防災マニュアルはどうなっているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 地域防災計画では、すべての小・中学校が避難場所として指定しているわけでございます。当然ながら、今ご指摘されております危険校舎、これも避難場所になっているということがございます。ただ、災害は地震だけと

いうことではなしに風水害というふうなこともございますので、その場合は一定の避難場所としてそういう施設が、校舎が使えると、あるいは体育館が使えるということになりますけれども、地震の場合は、やはりいきなりその施設の中に、屋内に避難するということは、これは避けなければなりませんので、あくまでも耐震、いわゆる補強工事、これが終了した後でなければ安心して避難場所として使えるということにはなりませんので、それまでは屋外で揺れがおさまるまで一定の時間、一応状況を見守るというふうなことで、屋外での待機というふうなことにせざるを得ないのかなというふうに思っております。そのように指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 今の総務部長の答弁、私はそのとおりだと思います。いわゆる私が質問しておりますのは、地震のときどうするのですかということ。総務部長から屋外ということでありましたけれども、いわゆる屋内に持っていかれたらミスリードという形になってしまう可能性も非常に高いのかなと。ただ、いずれにしても地震というのはいつ来るかわからない。その部分でのいわゆる連絡網をきちっと、マニュアルをやはりつくっておかなければならないのかなと。幸い自分のほうの地区の大湊中学校が今できますので、安心はしてはいますけれども、ただ城ヶ沢地区とか、まだまだいろいろありますので、この部分の防災マニュアルをきちっと出していただきたいなと。いわゆるその改修ができるまで、改修のできるころはいいでしょうけれども、未改修のところは、やはり危険と背中合わせという形になるのではないかなと思います。

それと、教育委員会にお伺いしますけれども、この資料、学校施設耐震化計画のこのインターネ

ットには、確かに川内小学校と第三田名部小学校は改築とはありますけれども、耐震診断のあれが出ていないですね。いわゆる改築は出ていますけれども、平成21年から平成22年までの改築ということは出ているのですけれども、耐震一覧表の数値が出ていないというのは、これは何を意味しているのか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 川内中学校につきましては、既に耐震改修を終えております。旧川内町時代に改修を実施しておりまして、現在は耐震診断の必要はないというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） では、第三田名部小学校に関しては。それと、川内中学校ではなくて、川内小学校のことを聞いています。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 大変失礼しました。

第一川内小学校につきましては、今現在川内中学校のほうに小中一貫教育の小学校として新たに建設する計画がございます。そのために診断は実施していないということでございます。

それから、第三田名部小学校につきましても、木造の危険校舎でございますけれども、新たに校舎を設置するということで診断はしておりません。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 耐震診断はしなかったということでした。

いずれにしても、長いところで、関根中学校で平成25年と。大体平成22年度である程度の危険校舎はクリアできるのかなど。関根中学校ですと、校舎が平成25年、そして体育館が平成26年、脇野沢小学校では、平成25年までという非常に長いスパンの改修工事というより、それまで手がかけられないということ。やはり少しでも安心安全とな

れば、年度を繰り上げてでも地域の皆様方の安心のためにやっていただける、先ほど教育長からやるという話がありましたので、これ以上深追いはしませんけれども、何とか早目の手当てをしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（中村正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○副議長（中村正志） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第201回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

政権が交代しました。民主党が勝ったのではなく、自民党が負けたのだという論評も妙に納得できます。医療、年金など将来の不安、派遣切りと失業に象徴される貧困の蔓延、制御不能な官僚の無駄遣い等々、さらにはだらだらとした解散の先延ばしに国民の中に充満していたいらいとふんまんが、投票という審判によって怖いほどの小選挙区制効果で一気に決着がついた形であります。政権がかわれば革命が起こるかのような街頭演説やチラシもあったようであります。余り当てにはできないとしても、投票日翌日には株価に加えて円の為替レートも上がったようであります。16日には、新政権が発足します。国民としては、変わるこ

への期待と不安が交錯していますが、製造業一辺倒から農林漁業など第1次産業の振興や低賃金の介護福祉の職場を安定した生活ができる産業に変えていくなど、国の形を高度成長から暮らしやすい国へと変化を求めているものと思います。もしだめだったらいつでもかえるという主権者としての自信も獲得できたのだと思うのであります。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。このたびの総選挙に当たって、市長は特定の現職議員を応援し、かつまた踏み込んだ発言もされたと報道されました。これまでは強力な与党国会議員団に種々の行政課題解決をお願いし、市長として、あるいは広域行政管理者として大きな成果を上げてこられたと思います。市制施行50周年、新市発足5周年の今日、市長におかれましては、「まちづくりの主役は市民」を掲げ、情報の公開を求めるとともに、時に応じて組織機構の改革を断行し、既存の地域資源を生かした「むつ市のうまいは日本一」を目指し、生産性の向上、高付加価値化を図り、なおかつ今回提案の補正予算にも見られるように、農業に不利と言われる気候条件の中でも畜産的活用の可能性と、その発展方向を探り、第1次産業の多角化を目指すとともに、「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」のテーマを掲げて下北・むつ市経済産業会議を立ち上げ、電力事業会社と地元企業の連携をバックアップする体制を整備し、エネルギー産業導入をトップセールスを含めて指導するなど、首尾一貫して産業振興を推進しておられることは、市民ともども囑望してやまないところであります。

しかし、政権がかわりました。まず、このことが市民並びに下北半島のリーダーたる市長にとって今後どのような影響が考えられるのか。次に、地方分権が争点の一つにもなったこのたびの総選挙、どのような権限と財源を望んでおられるのかお尋ねをいたします。

質問の第2は、水産業政策であります。陸奥湾にタラやホタテ、ナマコあり、津軽海峡のイカ、ウニ、アワビ、海峡サーモンと、最近の本マグロの水揚げも増加しており、水産業はまさに「むつ市のうまいは日本一」の中核をなす基幹産業であります。この分野での生産基盤の充実と高付加価値化、そして販路拡大は市民のなりわいと地域活力の源泉であると思うのであります。ゆえに、資源の増大と水揚げ量の確保は喫緊の課題であります。

このことから、まず初めに大型クラゲ対策についてであります。報道によれば、かつてエチゼンクラゲと呼ばれた大型クラゲがことし中国近海で大量に確認され、9月2日、既に本県日本海沿岸に到達し、現在既に津軽海峡の本市沿岸でも被害が出始めています。平成15年度、平成17年度に続いて網が破れる、水揚げされた魚が売り物にならない、漁師の皆さんが長時間にわたって重労働を余儀なくされるなど、沿岸漁業に甚大な被害が予想されます。同様の被害を未然に防ぐ、あるいは最小限に食いとめるための方策を講じておられるのかお伺いいたします。

次に、大畑漁港内の漁業の可能性についてあります。むつ市議会第200回定例会でも若干申し上げました。津軽海峡に面する海域では海流が速く、かつ波浪が激しいなど、内湾型の漁業が成り立たなかったわけですが、数年前から漁港内でナマコ種苗の採捕育成と漁獲が行われています。今年度から供用開始された海浜公園地先を含む海域での漁業の可能性について、どのような考えがあるのかお伺いいたします。

次に、大畑町赤川地域船揚場の災害対策についてあります。平成18年10月6日から8日にかけて発生した高潮災害で、8隻の船外機船が全半壊または流出する被害が発生しました。この船揚場は漁港区域ではなく、いわゆる建設省、現在は

国土交通省海岸であることから、むつ土木事務所によって整備されてきた経緯があります。災害発生後の平成19年2月、赤川町内会長を初め全世帯の連盟で、当時下北地域県民局長でいらした野戸谷秀樹様、現副市長あてに陳情書が提出されています。この災害対策について、市としてどのような取り扱いになっているのかお伺いします。

次に、木野部漁港の改善についてであります。港内に堆積した砂の除去及び防波堤先端部の波消しブロックによる補強の要望が以前からありますが、これまでにどのような対応がなされてきたのか、また今後この見通しについてお伺いをいたします。

質問の第3は、野生動物対策についてであります。初めに、サル保護区域の見直しと適正な生息頭数についてであります。人とサルとの共生シンポジウムが8月19日、20日に開催されました。参加させていただき、大変勉強になりました。同時に非常に難しい問題であると改めて感じていますが、京都大学霊長類研究所の渡邊教授によれば、過疎化と高齢化の進む地域では手おくれにならないように思い切った対策を講じて人間の領域を守る、人間のコントロールが必要と伺います。下北のサルは、現在生息頭数1,749頭、捕獲目標270頭で、適正な数は20群1,000頭とも聞きますが、一定の区域に封じ込める適正な生息頭数を維持することが必要と思いますので、その対策についてお伺いいたします。

次に、モンキードッグの配備計画についてであります。サル対策として非常に効果があり、むつ市はその先進地であるということがさきのシンポジウムでよくわかりました。市長並びに職員の方々のご努力に敬意を表したいと思います。しかし、一方から追い払えば反対側に移動するということがありますので、下北半島の全市町村、全集落への配備計画を策定すべきと思いますが、自治

体によっては財政的な事情等で配備できない町村もあろうかと思っておりますので、市内の配備計画と他町村との連携についてお尋ねをいたします。

次に、カモシカの特定期間保護管理計画についてであります。カモシカによる農作物への被害、町なかにも出没して庭木を食い荒らすなど、珍しいことではなくなりました。7月22日、大畑地区茶水川にかかる市道の橋の上で、生後1カ月ほどの子カモシカが軽自動車の通過に驚いて2メートル余り下の川に転落しました。母シカは、子供を探して右往左往し、パニック状態になっていると感じました。付近にいた住民の方は、うちの中に避難しましたが、間もなく子カモシカはけがもなく海側からはい上がって母シカと合流して山に帰って行きました。このように野放しの状態で人間の生活に入って農作物を食い荒らし、自由自在に振る舞うことには大きな問題があります。特定保護管理計画の策定並びに適正な生息頭数、生息区域をどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

次に、食害の損害補償についてであります。先日のシンポジウムでも文化庁の担当の方と議論をさせていただきましたが、民法上は無主物であるから、だれにも責任がない、天然記念物に指定されているから、農作物の被害を確認されれば、防護策に対して補助金制度を設けているという回答でした。がんじがらめの基準をつくって、財政が厳しい中、国民と地方に負担を強いるものであります。全額国の負担で損害の補償制度を求めていくべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

質問の第4は、観光政策についてであります。初めに、遊歩道の落石防止対策の進捗状況についてであります。6月定例会での答弁を精査いたしました。平成19年4月に落石が確認され、通行どめにした、県道4号線沿いであり、国定公園の特別地域だから県の関係課と協議するなど手順を踏みながら進めていく、早く修復したいというこ

とでありました。これまでの進捗状況についてお尋ねをいたします。

次に、寒水橋の活用についてであります。最近薬研渓流を含む下北半島に旅行会社の企画によるツアーがふえているようであります。川内渓流は、旧川内町のご努力で遊歩道の一部としてあじさい橋、セキレイ橋、あすなる橋が整備され、橋と橋の間が1.5キロ程度で対岸に渡れる環境にあります。薬研渓流の状況を見ますと、いずれも林野庁が整備した林道の一部である錦橋、奥薬研橋及びつり橋の乙女橋であります。キャンプ場の錦橋から乙女橋までが2.3キロと遠いため、周回コースで利用する場合、道のりで6キロ程度になり、観光客に不便を強いる状況にあります。現在ツアーで利用しているコースでも乙女橋を渡って隧道の中心部から引き返して同じコースを2度通る状況にあり、薬研渓流の魅力を十分に堪能していただけないのではと思っております。

この地域には、大正時代に人力で岩をくり抜いてつくった森林軌道の隧道があり、最近トンネルの中から見える外界の四季折々の風景が人気です。特に新緑の季節には、暗い宇宙に浮かぶ水と緑に輝く地球のようだと観光客の感動を呼んでいます。これに連なる鉄橋の寒水橋は、同じ時代に建設されたもので、かつて薬研地区に寒水沢の水源地から飲料水を供給するための配水場があり、これを管理するために町が借用していた経緯があります。歴史的な鉄橋とともに橋から眺める薬研渓流の景観もまた素晴らしいものがあります。古いものが大切にされ、世界遺産登録に世界じゅうが我も我もと手を挙げる昨今であります。林野庁から譲り受けるなど、古い鉄橋を補強して観光の名所にすべきと思いますが、市長の答弁を求めるものであります。

次に、キャンプ場の樹木についてであります。土木工事が原因で樹木が枯れると以前申し上げま

した。現在既に10本程度が枯れて伐採されたようではありますが、今後どの程度枯れる見込みなのか。さらに、伐採するとなれば、キャンプサイトとしての利用に影響がないのかお尋ねをいたします。

次に、駐車場における長期滞在者の対策についてであります。前回の答弁書を精査いたしました。注意喚起のチラシをつくって配布している、警察にもお願いして見回ってもらっているということでしたが、先日の例を申し上げますと、キャンプ場には車が1台でしたが、駐車場にはそれらしい車が6台、そのほかにもあちらこちらに見えます。テーブルやいす等、バーベキューを囲んでいる姿がありました。お願いのチラシを配布しても効果がないようであります。警察も事件性がないと指導や取り締まりができないという八方ふさがりの状況に陥っているのではないかと思います。駐車場利用の時間に制限を設けて夜間は駐車禁止にする必要はないのか。

以上、お尋ねをいたしまして、壇上からの質問といたします。

○副議長（中村正志） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

まず、政権交代による市政への影響についてのお尋ねであります。このご質問につきましては、9月11日の斉藤孝昭議員のご質問へのお答えと一部重複しますことをご了承いただきたいと思います。

私は、自治体の長として効果的な地方行政を遂行するため、時の政権与党との良好な関係を構築することが肝要であるとの考え方から連携を進めてまいりましたが、このことは多くの自治体の長に共通するものであらうと思います。このたびの衆議院議員総選挙における私の言動に対し、政権与党とのねじれが生じるのではとのご心配をいた

だいておりますが、私の一連の言動は、私自身の政治信条に加え、自治体の長としての立場から一部の政策に対する危惧を率直に申し述べたものであり、特に特定の党を批判する意図はないものであります。国政を担う方々には、私の立場や思いはご理解いただけるものと信じておりますし、また私もご理解をいただくための努力をしまいる所存でありますので、ねじれが生じて市政運営に支障を来すことはないと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、地方分権についてのお尋ねであります。このたびの総選挙においては、地方分権に対する考え方が各党から示され、国と地方の協議の場について法制化する点や、事務事業の権限と財源を大幅に移譲するための行政刷新会議の設立等が目を引いたところであります。今後地方分権の推進という大きな潮流は、政権の交代があったとしても後退はないものと確信しておりますし、さらなる分権の推進という観点から権限の移譲に見合う税財源の確実な移譲はもちろんのこと、地方が自立するための安定した財政基盤確立のため、自主財源の根幹をなす地方交付税の復元、増額について引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

また、具体的な権限移譲を申し上げられるほど現段階では十分な検討を加えるまでには至っておりませんが、国がなすべき外交、防衛、司法等の事務以外の住民に密着した事務については地域独自の事情が反映されるよう望みたいと考えているところでありまして、地域の課題について自らの判断と責任において問題の解決が可能となるよう市長会等の場を通じて、県及び国に対して積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、水産業振興対策についてのご質問の第1点目、大型クラゲ対策についてであります。大型

クラゲの本年の出現状況は、7月上旬に東シナ海で大量に確認された後に対馬海峡周辺でまとまった量の出現があり、さらに8月末には新潟県佐渡沖まで北上し、9月5日現在、青森県の深浦沖の大型定置網で300個体が確認されているほか、本市の大畑、関根浜沖でも数十個体から100個体程度が確認されております。本年の出現状況は、大きな漁業被害をもたらした平成15年や平成17年に似ており、今後徐々に本県沿岸にも大量の大型クラゲが来遊してくるものと予想されていることから、県は漁協や関係機関に注意を呼びかけているところであります。

議員ご質問の大型クラゲの被害防止対策についてであります。大型クラゲが沿岸地先に来遊すれば被害を未然に防ぐことは現状では難しい状況にあり、このことから被害を軽減するための対策として、全国漁業協同組合連合会では漁協等に委託し、長崎県対馬周辺海域や日本海西部海域で定置網や沖合底びき網により入網したクラゲを裁断するなどの洋上駆除を実施しているほか、各都道府県沿岸海域でも洋上駆除を実施しているところであります。

また、独立行政法人水産総合研究センターでは大型クラゲ漁業被害軽減対策技術として、定置網の垣網の大目化について漁具改良マニュアルを作成し、効果についても試験が行われていると伺っております。

青森県においては、県内各地の出現情報を漁業者より随時取りまとめ、全国の最新情報とあわせて漁業者等へ定期的に発信し、関係者間で大型クラゲの情報の共有化を図ることや漁具改良等の被害軽減対策を講じている漁業者の知見を情報収集し、その有効性や解決すべき課題を取りまとめ、県内漁業者へ普及啓発することで漁業被害の軽減を図ること、さらに漁業者による大型クラゲの洋上駆除が適切に図られるよう定置網等の入網状況

を随時把握し、試験研究機関、県漁連、漁協と連携し、洋上駆除を支援することとしております。

市では、研究機関からの情報や国・県の対策を踏まえて大型クラゲの来遊による被害損失に備えるため、漁獲共済に加入している定置網漁業者や底建て網漁業者に対し、共済掛金の一部を助成しているほか、県や漁協と連携し、クラゲの出現情報や漁具改良等の情報を速やかに漁業者に伝えていく一方、全漁連で取り組んでいる大型クラゲ被害燃油高騰緊急対策事業により定置網漁業者等が洋上駆除を行った場合や漁具改良を行った場合などに支援や補助を受けられるよう関係機関との話し合いを行い、さらにその内容を漁協を通じて漁業者へ説明していくこととしており、国や県の対策と連動させながら、大型クラゲの漁業被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、大畑漁港内の漁業の可能性についてであります。沿岸漁場の一部である漁港内には、魚介類、藻類が生息及び繁殖しており、漁場の一つとして港内の環境に適した魚介類の増養殖は可能性のあるものと思われれます。6月定例会において澤藤議員よりご質問がありました大畑漁港内でのナマコ漁については、平成17年1月に大畑町漁協ナマコ部会が発足し、港内でたも網によるナマコの漁獲を開始したところ、良形のナマコが採捕され、新たな磯根資源として大きな期待が寄せられたところであります。このことから、平成18年より先駆者である陸奥湾内の漁業者や県の指導を仰ぎながら、港内で天然採苗試験を行っており、現在ナマコ部会では技術の確立を目指し努力されていると伺っております。今年度から供用開始された海浜公園地先を含む海域での漁業の可能性については、この天然採苗後の稚ナマコの放流場所等としても考えられますことから、適地であるか、検討研究してまいりたいと考えております。

次に、赤川地区船揚場の災害対策についてであ

ります。平成18年の高潮被害により赤川町内会から平成18年11月9日付で、高潮、高波防止の整備を求める要望書が市に提出され、市では関係機関と協議し、県へ要望してまいりたいと回答しております。また、青森県下北地域県民局へは防波堤のかさ上げ等を求めて平成19年2月8日付で赤川町内会が陳情を行い、その対応として後日県側とむつ市の担当者、そして赤川町内会の代表者が協議しております。協議の結果、当面防波堤のかさ上げにかわる対策として、既存の消波ブロックのかさ上げ工事を県に実施していただくこととなり、平成19年12月に完成しております。さらに、新規に消波ブロック等を設置する必要性も検討していくことで合意いただいております。

今後におきましては、地元町内会を初め漁業関係者等と協議をいたしまして、高潮、高波防止対策とその調査研究を県へ要望してまいりたいと存じます。

次に、木野部漁港の改善についてであります。1点目の漁港内に堆積した砂の除去についてであります。木野部漁港内への砂の流入、堆積は、これまでもたびたびあり、砂の除去が必要な状況であると聞いており、本年5月15日に県及び関係者と現地調査をした結果、県では平成22年度の浚渫を計画しております。実施時期については、県のご配慮をお願いしたいと考えております。

2点目の東防波堤先端部の波消しブロックによる補強についてであります。当漁港の整備は昭和47年の第4次漁港整備長期計画から局部改良事業により本格的な整備が始まり、平成8年度の第9次漁港整備長期計画による整備を経て現在に至っております。東防波堤先端部約30メートル部分には、波消しブロックが設置されていないことから、波浪時にはこの防波堤から波が舞い上がる状況であり、船揚場など港内への影響を懸念し、県へ要望をしているところであります。現行の制度

上、難しい現状でありますことから、次期整備計画の見直しなど県への要望を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、野生動物対策についてのご質問にお答えいたします。まず1点目のモンキードッグの配備計画についてであります。近年国の天然記念物北限のニホンザルは、個体群及び個体数の増加に伴い、遊動域が拡大したことによって農作物被害等が増加し、人の行動に起因しない行動が各地域で繰り返され、農作物被害等が発生している状況であります。このことから、猿害対策として効果が期待され、全国的に普及が進んでいるモンキードッグを活用した追い上げ及び追い払いを通年実施している野猿監視業務及び電気柵設置等とあわせ、新たな被害対策として平成20年8月にモンキードッグ2頭を導入したものであります。このモンキードッグの導入後の効果等につきましては、平成21年8月19日に開催され、澤藤議員も出席いたしました「人と天然記念物北限のサルとの共生シンポジウム2009 in 下北半島」で当市の事例として発表いたしました。遊動域の変化や被害軽減など、大きな効果があらわれている状況にあります。

しかし、市内全集落にモンキードッグを配備するためには、ハンドラーの配置や犬の訓練等を伴うことや、効果の持続性等の課題もあることから、今後下北半島の4市町村が保護管理及び被害対策を講じる中で国及び県とも協議し、導入方法等について検討を重ねてまいりたいと考えており、4市町村や関係団体等で構成している下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議では今後警察犬訓練所を視察し、平成20年2月施行の鳥獣害防止特別措置法に基づいて、4市町村で作成した下北半島鳥獣被害防止計画ニホンザルにより、国、青森県及び4市町村の配備計画等について協議を

進めると伺っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目のサルの適正な生息頭数と保護区域についてであります。下北半島に生息するニホンザルは、人を除く霊長類では世界分布の北限であり、学術的価値も高いと評価され、昭和45年11月に下北半島のサル及びサル生息北限地として下北半島に生息するサル及びむつ市と佐井村の一部地域1,175ヘクタールが国の天然記念物に指定され、現在に至っているところであります。平成20年4月には、青森県第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）が施行され、農作物被害等に及ぼす個体群の個体数調整等の基準や被害防止のための土地管理区分を新たに設定し、より効果的なサル被害防止対策を講ずることとしておりますが、土地管理区分については担当部長より説明いたします。

議員ご質問の適正な生息頭数については、環境省の特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルを基本として、第2次特定鳥獣保護管理計画を策定しておりますが、下北半島のニホンザルを永久的に維持するためには、最低限20群、または約1,000頭、250平方キロメートル以上の連続した分布域を確保することを目安としたものであります。

しかしながら、管理計画技術マニュアルを取りまとめた京都大学霊長類研究所教授渡邊邦夫先生は、さきに述べましたシンポジウムの中で、保護区域の縮小や国有林の一定区域に封じ込めること、さらに適正頭数を具体的に示すのは非常に難しく、地域でモニタリング調査を実施し、地域でのバランスを考えて判断するしかないとの考えを示しております。また、環境省においても管理計画技術マニュアルを今後変更する予定としておりますことから、策定された段階で第3次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）に反映さ

せていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、3点目のカモシカの特定鳥獣保護管理計画についてであります。まず、特別天然記念物のニホンカモシカは、原則的に捕獲、駆除はできないこととなっており、捕獲できるのは人的被害が発生した場合に限られ、農作物等の財産に対する捕獲駆除はできないこととなっていることをご理解いただきたいと思います。

一方で、特定鳥獣保護管理計画ニホンカモシカが策定された場合は、この限りではありませんが、この計画を策定するに当たっては、科学的、計画的な保護管理が求められ、青森県内に分布する各地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業の被害軽減を図り、人とカモシカとの共存を目指して策定することから、計画策定まで生息調査、被害調査、生息地域調査等に長い年数を要することが見込まれます。この特定鳥獣保護管理計画は、青森県が策定することとなることから、策定が可能かも含めて今後県と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、4点目の食害の損害賠償についてであります。市の平成20年度におけるサルによる被害等につきましては、担当部長より説明いたします。

被害補償につきましては、被害を受けられた地域住民の精神的打撃ははかり知れないものがあると認識しているところでありますが、8月19日開催のシンポジウムにおいて、文化庁文化財調査官江戸氏から、澤藤議員に対し、無主物であるサル、カモシカについては基本的な責任の所在は国、県、むつ市のいずれも存在しないとの答えがあり、市といたしましては、国に補償制度を創設するよう要望するとともに、今後県とも協議しながら具現化するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、観光対策についてのご質問の第1点目、

遊歩道の落石対策の進捗状況についてであります。進捗状況につきましては、大畑庁舎所長よりお答えいたします。

次に、ご質問の第2点目の寒水橋の活用についてであります。議員ご提案の寒水橋を活用した遊歩道コースの整備を進めるべきにお答えいたします。この鉄橋は、下北森林管理署が所有するもので、幅1.2メートル、長さ約45メートルあります。通路部分は網目状となっているところに、さらに幅50センチメートルの鉄板が置かれているものです。確かにこの鉄橋を活用すれば、薬研遊歩道のバリエーションアップにつながると思いますが、平成13年ごろから通行禁止となり、ほとんど維持整備していないため、観光客に提供するわけにはいかないと考えますし、仮に市が取得して整備するとなると、積算はしておりませんが、相当な財源を要するものと考えますので、今のところは今後の課題として承っておくということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目のキャンプ場の管理についてであります。ご質問の工事は、平成15年1月22日から同年3月20日までの工期で施工された薬研キャンプ場整備事業で、当時のキャンプ場のテントサイトの地盤について、でこぼこがかなりあり、雨が降ると水たまりが多くできることから、土盛りと排水路の整備をしたものと伺っております。

議員ご指摘の伐採については、薬研野営場手前の錦橋の改修が終了し、平成20年4月29日からの利用再開に合わせ、枯れ木となっていた10本ほどの木を下北森林管理署職員に事前に確認していただいたものを自前で4月下旬に伐採し、処理したものです。枯れ木となった木と土盛りとの因果関係は定かではありませんが、近いうちに伐採しなければならないと思われる木が6本ほど見受けられます。テントを張る方の最近の傾向を見ると、伐

採したテントサイト側を利用される方が少なく、駐車スペースに近いほうにテントを張る方が多い伺っております。枯れ木をそのまま残して危険な状態にしておくよりも、美観を保つという意味から、新たに伐採しても利用者にそれほど影響を与えるものではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目の長期滞在者対策についてであります。議員ご提案の駐車場利用に当たって、時間制限を設けることで警察の協力が得られやすくなり、長期滞在者がいなくなるのではとのご意見ですが、職員が駐車場にいる施設であれば、時間になったらゲートを閉めるとか、ロープを張るとかして管理することが可能ではありますが、薬研地区にある3カ所の駐車帯は、いずれも公衆トイレが併設されており、観光客のみならず、早朝または夜間に通行される方が利用されることを考えると、時間制限を設けることは難しいものと思います。今後とも運用に当たっては十分注意喚起を行い、努力してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） サルの適正な生息頭数と保護区域についてと、食害の損害補償について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、適正な生息頭数と保護区域についてであります。防除地域については防除すべき財産のある地帯で、人間の日常生活圏に主たる遊動域を移し、人間社会の甚大な犠牲なしに生息できない個体群は排除することとして設定しております。また、警戒区域はサルの生息地である森林地帯から防除地域にサルが出ないような環境づくりを行う地帯として設定し、サル生息地についてはサルにとって良好な生息環境であるべき地帯として、主に国有林の区域としており、国有林内に点在する民有林は生息地として扱うと設定したところで

あります。

また、農作物等に害を及ぼす個体群の個体数調整及び加害個体の除去については、平成20年11月7日付で102頭の捕獲の許可を受け、現在58頭を捕獲しているところであります。

次に、食害の損害補償についてであります。平成20年度の農作物被害状況は、農家数61戸で、前年度比49戸の減、被害金額84万8,002円で、前年度比98万7,892円の減となっております。このうち大畑地区の被害農家戸数は32戸、前年度比10戸の減、被害金額54万4,487円、前年度比27万7,196円の減でありました。このような被害軽減につきましては、脇野沢地区へモンキーダッグを導入し、被害を及ぼしているA2 84群、A2 85群に野猿監視員とともに配置したところ、耕作地への出没が減り、被害防止に効果があったものであります。

また、大畑地区に平成19年度から配置している野猿監視員を1名から2名に増員し、監視業務の強化を図ったことや、文化庁、農林水産省、青森県からの支援により京大式電気ネット柵を大畑町二枚橋地区、木野部地区、川内町蛸崎地区、脇野沢地区に1,650メートル設置し、耕作地への侵入を防ぎ、農作物被害が軽減したものであります。

しかし、これまで農作物の被害が少なかった野平地区に本年度被害が拡大し、市の農業を担う高原野菜農家の経営に影響が出始めていることから、捕獲許可を得ている佐井村に捕獲をお願いするとともに、市も協力し、被害防除に努めているところであります。

○副議長（中村正志） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（柳谷正尚） 澤藤議員のご質問の観光対策についての1点目、遊歩道の落石対策の進捗状況についてお答えいたします。

さきのむつ市議会第200回定例会においてご質問のありました遊歩道の修復についてであります

が、県の関係各課との協議を持ちながら進めていく必要があるとの考えから、先月8月20日に県観光企画課と連絡をとり合い、通行どめにしてある遊歩道の状況を説明し、一度協議の場を持っていただくことをお願いいたしました。

協議に当たっては、現場の詳細写真を用意してくれるよう申し入れがありましたので、9月8日に距離などをはかりながら、通路とのり面部分の詳細写真を作成いたしました。ほかに電話で話した内容は、修復に要する財源の補助制度等を検討していただくことと、今後下北地域県民局地域整備部と協議が必要となると思いますので、その窓口になっていただくようお願いいたしました。

現在の進捗状況は、以上ですが、早い段階で県観光企画課と協議の場を持ちながら進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（中村正志） 2番。

○2番（澤藤一雄） 再質問をさせていただきたいと思います。順序不同になりますので、よろしくをお願いします。

まず、カモシカ対策の部分ですけれども、農業ばかりでなくヒバの植林をされた先端部分、新しい芽の部分が食害を受けているというふうな、カモシカが特別天然記念物ということで、先ほどの答弁にもございましたように、特定鳥獣保護管理計画が県によって策定されていないという、そしてこれからもまだまだされないだろうというような見通しの答弁がございました。非常に残念なわけですけれども、この策定について、やはり何回でもお願いして、協議をして、早く策定をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、林業被害ということにつきまして、クマの皮はぎの問題が東奥日報の明鏡欄にも市民の方から寄せられていまして、この問題、いろいろ新聞でも取り上げられておりますけれども、

20年、30年育てて手入れをして、植林、除伐、間伐、つる切り、枝打ちなどをやって、成木として伐期まで育てていくべき木が皮はぎによって80%程度も途中で枯れてしまうという、林業家の意欲をなくしてしまうというような切実な内容の投稿もありました。ですから、農作物であれば、例えば電気柵とか、あるいは今までトウモロコシなどの連続して、継続して被害を受ける部分についてはハニートラップをかけて駆除をするというような方法がとられるわけですけれども、非常に困っているというような状況。今のこの県のカモシカの特定期間保護管理計画とあわせてクマの問題も非常に大きい問題になっておりますので、これの対策についてどのように対応されているのか、考えておられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（中村正志） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 澤藤議員のカモシカによるヒバの食害とクマによる杉林の皮はぎ対策についてご説明させていただきます。

まず、カモシカによるヒバの食害についてであります。ヒバは真っすぐ伸びて柱材や板材として利用しますが、カモシカなどにより新たに伸びた芽を食べられた苗木は、上に伸びることができないことから盆栽状となり、木材としての価値がなくなります。このため植林木に忌避剤を散布して野ウサギやカモシカなどの食害を防止している事例もございますが、広大な植林地を防護することは難しい状況にありますことから、これらの対策につきましては、今後の課題とさせていただきますと存じます。

次に、クマの皮はぎについては、さきのむつ市議会第200回定例会において工藤孝夫議員のご質問にお答えしておりますが、クマによる皮はぎは、近年これまで以上に被害情報が寄せられているところでありまして、クマが植林された杉などの樹液成分の濃い4月から8月にかけて皮をはぎ、樹

液をなめたり木質部をかじるものと思われ、皮をはがされた杉は枯れるか、生き残っても傷が残り、木材としての価値が低下するなど、林業経営に影響を与えている状況にあります。

長年にわたり育てた貴重な林木を守るとともに、被害が生産意欲の減退や森林の荒廃につながることから、市では下北地域県民局並びに森林組合等と連携をとり、被害調査を実施した結果、被害状況は場所によって差があるものの、約半数が3年以内に被害を受けていることが明らかになったものであります。このことから、本年6月10日から群馬県や山形県などで効果を上げている杉の根本付近に荒縄やポリエチレンテープを巻きつけて、皮はぎ防止の効果を確かめる試験を実施しており、11月にはこの結果を取りまとめることとしております。

今後この試験で得られた結果を森林所有者等に公表するとともに、防除方法について講習会を実施するなど、被害対策を講じてまいりたいと考えております。

○副議長（中村正志） 2番。

○2番（澤藤一雄） この野生動物の対策についてですけれども、サルの問題もなかなか権限も財源も本当はないというふうな状況だろうと思うのです。そして、カモシカの保護管理計画も県に策定の権限といいですか、義務といいですか、あって、なかなかそれが先に進まないという、上と下の行政の絡みがあって、それから学術的な特別天然記念物あるいは天然記念物という縛りがあるってなかなかできないというのはわかるのですけれども、本当に放し飼いでいるわけで、やはりこのあたりは権限と財源をきちんと末端の市町村に下げていただいて、自由な対策ができるような形に本当は強力で要求していただきたいなと思うのであります。

大学の先生方はいろいろ研究して、例えばある

一定の区域に封じ込めるのが難しいとか、そのために継続的な生息環境を、生息が保障できないとかというふうな、そういう心配を含めている学術的なご意見が縛りになって、文化庁など中央省庁の人たちも思い切ったことが言えないというふうなことがあると思うのです。ただ、サルについて言いますと、はっきりこの20群1,000頭という一定の目安があるわけです。ですから、迷惑をこうむっている側としては、これをよりどころにして、やはりちゃんとした主張をして、この程度の数まで減らしていくというはっきりした、この同じ渡邊先生ですけれども、先般のシンポジウムで先手必勝と、遅くなればなるほど金もかかるし難しいよというようなお話をされていたわけです。ですから、この辺はきちんとした主体性を持った主張、計画を立てるべきだと思うのです。

そして、モンキードッグの配備の問題について言いましても、むつ市は本当に先進地域だということで改めて認識をいたしまして、非常に感謝を申し上げたいと思うわけでございますが、これがやはり市内の配備計画のほうもきちんとして、先ほどこの辺の答弁ありましたでしょうか、どういう形で配備計画を進めていくのかというようなことが。そして、やはり他町村も一緒にやっつけていかないとだめだろうと思うのです。この辺は、もう時間がないので、お願いするしかないのですけれども。

もう一つ、海岸の、例えば木野部海岸の赤川海岸の漁港、船揚場の件ですけれども、県の業務だというのはよくわかっています。木野部海岸について言いますと、以前に業者に堆積した砂の採掘権を与えて、ただで、予算を使わないで採掘してもらったという経緯があるそうです。ですから、平成22年度の県の予算にゆだねるのでなくて、やはりそれは恐らく県単事業の要望という形で出しているのだと思うのです。ですから、平成22年度

の予算でやるという、平成23年度の3月まで期限があるわけです。ですから、そうなるとその間船の出入りに困るといふまさに死活の問題になってくるわけです。3万円か4万円の年金をもらっている人が前沖に出て、いろんな漁をするために不便をこうむっているわけですから、その辺は県単事業というのは私もかかわったことがございますので、なかなか前に行かないのです。この県単事業の所管は庁舎なのでしょうか。私の希望を申し上げれば、問題によっては副市長さんが先頭に立って県のほうに橋渡しをしていただいて、例えば平成22年度の予算でやりますというようなことであれば、時期的に非常に長くかかるので、ぜひその採掘権を与えて業者に早急に取っていただくというふうな手法も私はあってしかるべきだと思いますが、市長、その辺のご答弁をお願いします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 民間の方が採掘をしたという話、かつて携わった経験からのお話でしょうけれども、そうではないですか、そういうふうなことも今初めてお聞きしました。これは、今心配している漁業者の方々のことも十分踏まえまして、県とも早く協議を進めて、どういうふうな手法が早目にできるのかという協議はさせていただきます。

○副議長（中村正志） 2番。

○2番（澤藤一雄） 済みません、いろいろあって。先ほどの観光の件でございますけれども、ぜひ寒水橋の補強をして、予算がかかるのはわかるのです。ただ、遊歩道から乙女橋に行く途中まで、大体600メートル、あの狭い県道を利用して観光客の方、観光しているのです。あの狭い道路で観光シーズン、車の激しい中を歩いて、県道を歩いてコースが600メートル続きますので、そうした交通安全上の対策もありますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。市長、どうぞ。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 予定の時間、間もなくでございますけれども、かいつまんでお話をさせていただきます。

合併をして初めて私この隧道を拝見いたしました。すばらしい資産だなと、こう思います。先ほど澤藤議員が壇上で、非常に文学的な表現をなさって、あの暗闇の中に青い緑とかと、ああいうふうな形は、まさしくこれは地域が誇り得るすごい宝物だと私はずっと心に秘めておりました。そして、今回この寒水橋のお話が出まして、あそこを通るたびに、これ通れないのかなと、こんな思いをしております。ただ、これは下北森林管理署の所有というふうなことでございますので、下北森林管理署がどういうふうなお考えを持っているのかということから手順を踏まえて、これが通りますと、ぐるっとある程度の距離数で非常にいいルートができるのではないかなと、こんな思いをいたしておりますので、今後のご意見として承りつつ、手法がどういうふうなものがあるかということは研究をさせていただきたいと。あの隧道を皆さんにごらんいただきたいなと、こんな思いは私も持っております。

以上でございます。

○副議長（中村正志） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇

を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

(1番 鎌田ちよ子議員登壇)

○1番(鎌田ちよ子) 1番、公明党の鎌田ちよ子です。むつ市議会、歴史ある本議場での最後となりました第201回定例会に当たり一般質問をいたします。

ところで、今回の衆議院選、特徴の一つに全国知事会や指定都市市長会が各党のマニフェスト、特に地方分権改革に関する評価など、積極的な発言やかかわりが注目されました。しかし、地方分権とは何か、なぜ必要なのかという大事な部分があいまいなまま、有名知事や有名市長のパフォーマンスばかりが目につき、主体である主権者たる国民、市民を置き去りにした議論が中心でありました。私たちが求めている地域再生、地域間の格差是正に焦点が当たらなかったのが残念です。市長初め管理者の皆様におかれましては、国の動きに敏感に対応していただき、さらなるご奮闘をお願い申し上げます、通告に従いご質問いたします。

質問の1は、観光行政、1、駅前駐車場の活用についてお伺いいたします。観光振興を考えるうえで、現状は従来の団体で観光名所をめぐる見物型から自分の好みのテーマに合わせた体験型へと変化しており、積極的な取り組みが求められています。民間業者が企画している大人の社会見学では、自動車の工場見学を中心にした企画で、人気の秘密は団塊の世代の男性を中心に学びの中の遊び心がヒットしたそうです。また、滞在型産業観光、匠の休日として開催されました企画では、2泊3日の日程で木工やラジコンヘリの制作や操縦、技術の習得などの企画が生まれ、人気と聞きました。また、信濃鉄道では周辺地域を巻き込んだイベントや観光資源を活用し、周回性を持たせ、利用客の増加を図っていると伺いました。

本市におきまして、市長自らトップセールスを展開、「むつ市のうまいは日本一」と先日も東

京で元気むつ市応援隊を設立との報告があり、さらにムッシュ・ムチュラン1世が美食星から本市におり立ち、強い見方となって活躍しています。頼もしい限りですが、観光客がおり立つ顔となります下北駅の市営駐車場利用につきまして、苦情が寄せられました。東京在住で大畑出身の方でしたが、年に何度も里帰りされるそうでございます。駅利用者の便宜を図ることを考え、整備された駐車場であるはずなのに、土日、祭日はほとんど満車で利用できない状況はいかなるものかと大変厳しい言葉でありました。

本市の観光行政にJR大湊線は大きなウエートを占めていると認識しております。JR大湊線利用者を最優先に駐車できるようにするため、例えばイベントなどで行っているような様式、利用者であることが一別できるように車のフロント部分にスタンプなどを押したカードを提示し、明らかにすることで市民の便宜を図ることはできないものなのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

2、観光ボランティアガイドの育成と活動支援についてお伺いいたします。新幹線青森駅開業を目前に、県内ではあの手この手のおもてなしに取り組んでおります。リピーターや滞在型観光客の増を図るには、観光ボランティアガイドの育成と支援が不可欠と思います。ご所見をお伺いいたします。

質問の2は、自主財源確保、広告事業推進についてお伺いいたします。財政難に直面する地方自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより、広告収入を得るビジネスを本市も導入し、鋭意努力されてまいりました。今後さらなる積極的な広告事業推進による財源確保につきまして、どのようにお考えでしょうか。現状についてお伺いをいたします。

質問の3は、学校の環境整備、校庭の芝生化についてお伺いいたします。子供たちが外で遊ばな

くなったことで体力のない子供が増加しています。体力がなければ精神力も続きません。

全国で数年前から国の事業を活用し、校庭の芝生化を進めています。子供たちが思いっきり体を動かすことができるなど、安全対策と外遊びで活発に駆け回り、子供の健康づくりになり、芝生化された校庭を地域に開放することで地域住民がグラウンドゴルフなどスポーツの交流も盛んになります。そして、校庭の芝生化は学校の緑化だけでなく、雨水を吸収し、土ほこりも妨げます。太陽を吸収し、ヒートアイランド現象を緩和するなど、環境保全になります。これまで維持管理の面から芝生化イコールコスト高、また管理が大変だという声がありました。最近テレビ放映されていた番組では、鳥取方式というやり方で、ポット苗移植法を利用し、苗代金が安く、特別な土壌管理も必要としないため、低コストで専門業者不要、PTAと学校支援ボランティアの方々が汗している姿が映っておりまして。何よりも子供たちと地域の方が一緒に校庭づくりができ、学校、子供、地域交流の助け合いの様子がほほ笑ましく思いました。

鳥取方式の芝は強い芝で、雑草剤や農薬も一切使用しないので、環境と利用者に優しいと言われておりました。本市の学校環境の現状はいかがでしょうか。校庭の芝生化についてのお考えをお示しく下さい。

2番目、環境教育、学校ビオトープについてお伺いいたします。学校ビオトープとは、児童・生徒・学生が環境教育の教材として学校敷地内に創設された地域の野生の生き物が自立、循環して暮らすことのできる空間をいいます。ドイツでは、この学校ビオトープを野外の実験室と位置づけています。児童・生徒や学生が計画段階から主体的に参加し、地域の自然の現況や野生生物のことを考え、身近な学校に自然と共存する空間としての

場を一連の作業を通して地域の自然を学び、自然の大切さについて考え、地域の自然を自らが守り育てることの必要性に気づくこととなります。エゴからエコへ、自然を大切に思う子供たちの心を養う教育、自然と接しながら自然環境を感じ、自然とともに学ぶ教育こそが持続可能な社会づくりになると考えます。自然環境を学ぶことは、自らの生命を学ぶことにもなります。環境教育とは、人間教育そのものにつながります。学校ビオトープ、環境教育に対し、積極的に取り組むべきと考え、ご所見をお伺いいたします。

質問の4は、選挙の執行管理についてお伺いいたします。平成16年の参議院議員選挙から投票方法の簡素化などを目的に期日前投票制度が導入され、その後選挙があるごとに投票率が上昇しております。しかしながら、投票率を向上させるためにはさらなる取り組みが必要と考えます。市町村合併により、行政区は全市になりました。しかし、選挙の投票に関しましては、現在市内4カ所の本庁舎と分庁舎に期日前投票所を設置しておりますが、仕事や家庭の事情などで時間的な縛りを受けている方より、期日前投票所は以前と変わらず勤務地が遠く期日前投票所開庁時間内に間に合わない、何とかならないのでしょうかとの相談がありました。サービスの後退と言われたいよう考慮すべきであり、投票者の利便性と地域バランスに対処しなければなりません。遠隔地の通勤者に配慮していただきたい。地域住民の意向により、投票所を変更したいとの要望があった場合など、現在はどのように対応されているのでしょうか。

ところで、このたびの衆議院選本県選挙区の投票率は68.52%、2005年9月、前回は65.04%でしたので、3.4%上回った結果です。期日前投票率11.31%、前回6.98%であり、4.33%上回っています。本市の新制度に移行してからの状況についてお示しく下さい。

また、総務省は条件を満たせば商業施設でも可能なことを自治体に情報提供していると伺いました。期日前投票の投票所や投票日の投票所について、市民の利便性を図り、投票率向上のため検討すべきと考えます。ご見解をお尋ねいたします。

2番目として、投票所入場券について伺います。選挙権は国民自らの代表を選ぶという政治に参加するための最も基本的な権利であります。しかし、最近では若い世代の政治離れ、地域コミュニティの希薄化、社会生活の変化、仕事や生活様式の多様化など、さまざまな要因が絡み合い、投票者の状況が変わってまいりました。今後高齢化の進みも重なり、投票者に配慮した都合のよい日、都合のよい時間に気軽に投票できる環境整備を早期にしなければならないと思います。さらに、簡単にできるよう、投票所入場券は1人1枚とし、宣誓書を投票入場券はがきの裏に印刷、例えば自宅で記入していただくなど、事務手続をスムーズに進めていけるような配慮とあわせた取り組み方についてお示してください。

以上、4項目について伺います。前向きなご答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田ちよ子議員のお尋ねにお答えいたします。

4点ございまして、1点目の観光行政、そしてまた2点目の自主財源確保については私から答弁を申し上げ、3点目の教育現場の環境整備については教育委員会、4点目の選挙の執行管理については選挙管理委員会からご答弁を申し上げます。

まず、観光行政についてのご質問の第1点目、駅前駐車場の活用についてであります。現在市で管理しております駅前駐車場は、大湊駅前と下北駅前の2カ所となっております。このうち大湊駅

前につきましては、平成11年度に広場を整備する際、新たに用地を購入し、23台分の駐車場を整備しております。また、下北駅前広場を整備するに当たっては、駅利用者の実態調査を行い、規模を決定しており、51台分の駐車場を確保しておりますが、議員ご指摘のように、休日などは両駐車場とも満車となり、利用者にはご不便をおかけする状況となっております。

このような状況を解消する手段として、駅利用者が優先的に利用するためにスタンプを押してもらい、フロントガラス付近に掲示するような方法はとれないかのご提案であります。施設は広場の駐車場でありますので、駅利用者限定した制限を加えることはなかなか難しいものと考えております。私も議員同様、できるだけ多くの方々に駐車場をご利用いただきたいの思いから、駐車場内には利用に当たっての禁止事項、制限事項や注意事項を記載した看板を設置し、駐車場を利用するうえで協力をお願いしているところであります。

なお、下北駅前駐車場につきましては、本年度で広場整備を完了させるため、昨年度から駅舎周辺の工事を進めております関係上、タクシーの待機場所として一般駐車場5台分を当てておりますが、広場整備の完了時には、この5台分のスペースにも一般車両が駐車できることになり、満車状態もある程度は解消されるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、観光ボランティアガイドの育成及び活動支援についてであります。現在青森県には自然、街並み、遺跡などを紹介するボランティアガイドが12市町村、25団体あり、800人余りのガイドが活動しております。私が会長を務めております下北観光協議会では、下北地域の自然を紹介するために平成18年度から下北自然ボランティアガイド育成事業をスタートさせ、

平成19年5月にはガイドクラブを設立し、現在ガイド11名で活動を行っております。この下北観光協議会で育成したガイドクラブは、下北地域の自然にテーマを絞ったこともあり、昨今求められている歴史や文化など、多岐にわたったガイドにはまだ力不足なことから、このような方面にも広がるよう活動支援をしていかなければならないと考えております。

また、下北地域には恐山を紹介するガイドや大間を紹介する大間エスコートクラブなど民間ボランティアガイドの組織があると同っており、今後各団体とも連携をとりながら、下北のガイド事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、広告事業についてのご質問であります、事業概要及び収入状況について担当部長から説明をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、校庭の芝生化についてであります。グラウンドの芝生化は、二酸化炭素の排出量の軽減、夏の日照りの照り返しや気温上昇の抑制、砂じんの飛散防止、子供が転倒したときに衝撃を和らげ、スポーツ活動に快適性や安全性をもたらすなど、その効果が認められており、文部科学省でもエコスクールの推進という観点から、グラウンドの芝生化を推進しているものであります。

しかし、全国的に芝生化が進んでいない背景には、水やり、芝刈り、雑草の除去などの維持管理に多額の費用と労力を要することが芝生の導入、普及をおくらせている主な要因であろうと思っております。教育委員会といたしましては、学校グラウンドの芝生化の有効性については十分に理解をしておりますし、現在大平小学校のグラウンド

において試験的に、実験的に一部芝生を植えつけ、その状況を調査しているところであります。それらの結果などを踏まえ、またただいま議員からのご説明がありましたが、テレビ等で放映されました芝生のポット苗を地面に直接植えつける鳥取方式なども研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、環境教育、学校ビオトープについてのご質問にお答えいたします。学校ビオトープは、動植物に直接手で触れ、より身近に自然を観察する場を子供たちに提供するものであります。子供たちが日常的に自然に触れることは情操面におきましては言うまでもなく、心の教育、ひいては人間教育につながるものであると認識しているところであります。議員もご承知のとおり、今年度から建設予定の第三田名部小学校には学校ビオトープが設置される予定となっております。学校ビオトープは、保護者や地域を巻き込んだコミュニケーションの場として活用できる環境施設であり、同校は新校舎において、その特徴を生かし、地域に学び、地域とともに育つ新たな教育活動を展開していただけるものと期待しているところであります。

ほかの学校につきましては、各校とも学校ビオトープと呼べるほどの施設を持ってはおりませんが、中庭の池の周辺で昆虫や植物を観察したり、動物の飼育や野菜、果実の栽培等を通して自然に触れ、自然を学ぶ機会を工夫して設けているところであります。

また、小学校5年生では、市内全校がむつ市下北自然の家で宿泊研修を体験しているところでありますが、その中のナイトハイキングでは、真っ暗な中、虫や鳥の声に耳を澄ませながら林の間を歩いたり、雨の一粒ハイキングでは、ずぶぬれになりながら川を下ったりして自然とダイナミックに触れ合う機会を体験しております。教育委員会

といたしましても、これまでの教育活動を充実させるほか、子供たちが日常的に自然に触れ合うことができるよう、各校の教育環境の整備充実に、さらに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 選挙管理委員会委員長。

（佐々木鉄郎選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（佐々木鉄郎） 鎌田議員のご質問にお答えしたいのでありますが、発声が思わしくないために、事務局長に答弁させます。よろしくお願いいいたします。

○議長（村中徹也） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、期日前投票所についてでございますが、現在市では国政選挙並びに地方議会議員選挙、首長選挙が執行される際には、市本庁舎と大畑、川内、脇野沢の各庁舎にそれぞれ期日前投票所を設置し、公示日もしくは告示日の翌日から選挙期日の前日までの期間、午前8時30分から午後8時まで投票所を開くことにより、有権者の方々の利便性とそれに伴う投票率の向上に努めているところであります。

鎌田議員のご質問の大筋は、むつ市の選挙人名簿に登載されている有権者であれば、市内のどこの地区の期日前投票所でも投票できるようにはならないのかとお尋ねであろうかと存じます。このことは、合併当初から選挙管理委員会の懸案事項であり、検討を重ねてまいりました。議員ご承知のとおり、選挙管理委員会は公職選挙法等法律に規定されております選挙の投開票事務を含む選挙事務全体のあらゆるケースを想定し、管理しなければなりません。とりわけ選挙におきましては、基本となります選挙人名簿の編成、管理は最重要

事務の一つであります。平成17年合併時のむつ市議会議員選挙関係の取り決めは平成19年執行予定のむつ市議会議員一般選挙は定数特例条例により旧市町村ごとに選挙区を設け選挙することとございました。この取り決めに従い選挙管理委員会では、どのような事態が生じても即応できる形で合併市町村の選挙区ごとに選挙人名簿を編成し、その抄本を使用し、各選挙を執行してまいりました。従来いわゆる紙に出力した抄本を使用した場合、一つの期日前投票所において投票の受け付けをしたことが同時に他の期日前投票所に反映されることは不可能でありました。このことから、一つの選挙区もしくは投票区に複数の期日前投票所を設置する場合には即時処理システムが必要となります。当市が本システムを導入したのは平成19年であり、同年9月30日執行いたしました第13回むつ市議会議員選挙でテストランを行い、今回の衆議院選挙で一部実用化したものであります。

今後におきましては、さきのむつ市議会第199回定例会で次のむつ市議会議員一般選挙から選挙区をなくすることが議決されておりますことを受け、選挙管理委員会では選挙区の枠を外し、選挙人名簿を電子化により一元管理し、4カ所の期日前投票所をネットワークで結び、即時処理ができるシステムを構築中であります。このシステムが完成しますと、議員が提唱されております市内4カ所のどこの期日前投票所でも投票ができることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

投票所変更の要望への対応についてであります。当市ではむつ市公職選挙法施行規定により69の投票区を設けることとして、各投票区ごとに投票区域を設定しております。有権者の皆様には、住民登録等で届けられた住所地ごとに電算処理により投票区が設定されるようになっておりますが、同じ住所地名であっても複数の住所コードが

存在することから、間違っただけの投票区に設定されてしまうことがまれにございます。そのような際は、選挙管理委員会にお申し出いただければ、規定に基づき適正な投票区の設定をすることといたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、期日前投票制度が施行されてからの本市における衆議院議員総選挙の投票率の推移についてでございますが、前回の平成17年9月11日執行の選挙では62.67%であったのに対し、去る8月30日執行の際は66.18%でありました。さらに、期日前投票での投票率につきましては、前回は10.47%、今回は15.66%となっております。

次に、議員お尋ねの期日前投票所を含んだ投票所全体を検討すべきとのご意見にお答えいたします。むつ市内の期日前投票所4カ所は、公職選挙法に規定されております期間、時間、すべて遵守した形で開設されております。県内市町村では、最多となっております。期日前投票所の商業施設への設置についてでございますが、設置に必要な広さを持ったスペースを安定的に提供いただける施設があるのか、オンラインシステムの整備ができるのか、セキュリティに問題はないか、十分な人事配置はできるのか等、設置の必要性を含め、関係機関と慎重に検討を重ねたうえ結論を出さなければならぬ事案と考えます。

また、先ほどお答え申し上げましたが、4庁舎に設置しております期日前投票所がネットワークで結ばれ、むつ市内の有権者であれば、どちらの期日前投票所でも投票ができるようになり、利便性は十分図られるものと考えております。

かつて鎌田議員にご指摘いただきました現庁舎の期日前投票所に至るまでの渡り廊下を含むバリアフリーに係る環境の悪さにつきましても、新庁舎におきましては外部からの出入り口に近く、バリアフリーで多目的トイレが隣接している等十分

満足していただけるものと考えております。

また、今後におきましても、すべての庁舎においてよりよくするため必要に応じ改良、改善に努めてまいりまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、投票所入場券についてでございますが、新市では平成17年10月2日に執行されましたむつ市長選挙から投票所入場券を発行し、利用してまいりました。現在の投票所入場券は、圧着式のはがきを使用し、世帯主あてで1枚のはがきに1世帯3人まで、有権者の氏名、投票区、投票所を記載して郵送しております。先ほどご質問の第1点目で期日前投票所についてお答えいたしましたが、期日前投票をするためには公職選挙法で定められたいずれかの事由を申し立て、かつその申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出していただかなければならないことが公職選挙法施行令において規定されております。そのため、期日前投票に来られた方から入場券を持ってきたのに、また用紙を書かなければならないという声があることは承知いたしております。議員からは、入場券を1人1枚にして宣誓書もあわせてつくることはできないかのご提案をいただいておりますが、当委員会におきましても、以前から検討はしてきたところでございます。

まず、宣誓書を入場券とあわせて作成することで、有権者の皆様には投票前に記載する手間がからなくなるという点で投票の際の利便性は向上するものと思われまします。また、現本庁舎の期日前投票所は大変狭隘でありましたが、新庁舎は十分なスペースとなりますので、投票所に来られた皆様におかれましては、おかけしておりました不便さは少しでも解消できるものと考えております。

これに伴い、入場券を1人1枚とした場合、その数は現在の約1.5倍、コスト面では約2倍近くになることが予想されますので、早期に関係部局

と協議のうえ、実施に向け検討してまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 広告事業の概要及び収入状況についてご説明を申し上げます。

現在市が実施しております広告事業といたしましては、広報紙広告、供用封筒広告及び公式ホームページバナー広告の3つがございます。そのうちまず広報紙への広告についてでございますが、この広告掲載は昭和60年6月25日発行の市政だよりから開始してございます。広告料金は、掲載当時から変わっておりませんで1段当たり縦5.5センチメートル掛ける横19センチメートル以内で、掲載1回につき3万1,500円、その半分枠のものが1万5,700円でございます。平成20年度の掲載件数及び収入額は182件で360万6,750円の収入でございました。前年度と比較いたしますと、金額で67万7,250円、約15%の減少となっております。なお、広告募集は随時行っております。

次に、平成19年度末から実施しております供用封筒広告についてでございますが、広告掲載している封筒は、A4判の書類に対応した角形2号及び長形3号の2種類でございます。いずれも裏面に掲載してございます。掲載枠の大きさ及び金額は、角形2号では1枠が縦15センチメートル掛ける横10センチメートルの大きさで、5,000枚当たり1万5,000円となっております。また、長形3号では1枠が縦5センチメートル掛ける横10センチメートルの大きさで、1万枚当たり1万円となっております。平成19年度の掲載件数では5件、35万円の収入がございましたが、この封筒の在庫がまだありますことから、昨年来この広告についての募集はしていない状況でございます。

また、本年5月からスタートいたしました公式ホームページのバナー広告についてでございますが、1枠当たり縦50ピクセル掛ける横150ピクセ

ル、通常のディスプレイでいきますと、約1.3センチ掛ける4センチの大きさでございますが、掲載枠が5枠で、各月額1万円となっております。本年8月までの収入額は、掲載枠のすべてが埋まり、20万円の収入となっております。こちらも広告募集は随時行っております。

このほか、広告事業に関連したものといたしましては、直接的な収入とはなりません。本庁舎市民課及び分庁舎市民福祉課に市民の方々が交付を受けた証明書入れとして備えてございます広告付封筒がございます。これは、市が広告付封筒の提供者を募り、その提供者からご寄附をいただいているものでありまして、広告募集は寄附提供者が行っているものでございます。平成19年11月から年間5万枚程度ご寄附いただいております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 4項目について、丁寧なご答弁ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

駅前駐車場の活用につきまして、再度ご質問申し上げます。市長からも丁寧なご答弁をいただきましたが、下北駅に関しましては、新幹線の青森駅開業とあわせ、野辺地駅からの列車はJRの経営からこの先切り離されると伺っておりまして、大湊線の存続に関しましても、下北駅に関しては前向きな取り組みが必要と思っております。

駅の利用でございますが、夜間帯とか、それから土日、祭日、職員の配置とか、いろんな諸問題があることは重々承知しております。例えば私も遅く帰る場合は、野辺地の駐車場でお金を出して車をとめていく場合がありますが、有料駐車場として、また別な方向で管理をするなど、そういう検討ができないものかお聞きしたいと思います。それに向けて、自分が考える、全国でそういう例があるかどうかは調べていないのですが、例えば

コインランドリーとかは無人ですが、電話で駆けつけていただいて対応するとか、むつ総合病院もそうですが、バーが時々上がらないで、ちょっとトラブルを起こすこともあります。そういうときの対応をきちんとやれる方法があれば、有料駐車場としての、値段はいろんなことで検討すべきだと思いますが、何とか駐車場をうまくJRにつないだ活用をしていただきたいということで、お願いと今後の検討をよろしくお願いいたします。

それと、観光行政について再質問いたします。ことしは市制施行50周年、合併5周年のイベントとも重なり、いろんなテレビなどにも出して、旅番組とか料理番組とかと、またこの間は下北文化会館でのど自慢もありました。テレビ放映され、私のところにもいろいろむつ市に関する問い合わせがございました。大事なことは、一度来られた方にいかに喜んでいただき、これからリピーターとして再度来てもらえるかということではないでしょうか。また、観光課職員とか観光協会関係者の皆様には大変ご努力され、感謝しているところでありますが、この受け入れ態勢の充実ということでありまして、先ほど市長から観光ボランティアガイドのご答弁いただきましたが、行政マンの方たちがリーダーシップを持って周回性を持たせた取り組みをもっともっと積極的にやっていただきたいということと、質問といたしましては、観光大使という意識を市民の方に啓発を、担当課また市長はどのようにお考えなのか、再度お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北駅前の駐車場、お尋ねではなかったのですが、要望というふうなことでございましたけれども、お話をさせていただきますれば、今これが全面供用開始、ことしじゅうに駅前広場が完成いたします。そして、先ほど壇上でもお話ししましたように、これまでタクシーブ

ールとして使っていたものが駅正面に向かって、今度は右側のほうにタクシープールができますし、大型バスもたしか2台でしたでしょうか、待機場所ということで、かなり正面に向かって左側、現在の駐車場のほうが5台程度のスペースが出てきます。その様子を見まして、またこれはもうむつ市内の方だけの駐車場ではないような思いも私はしておりますし、全面供用開始になってからさまざまな方向を考えながら、そしてまた数日置いている、何日も置いている車もあるようでございます。また、時間帯によって膨れたりしている、そういうふうなところもよく調査をしながら、さまざまな手法を考えていかなければ、利便性を高めるといふことでの、それが第一義でございますので、その部分では調査もしていかなければいけないと、こんなふうには思っております。

また、今観光大使というふうなことでもございましたけれども、市民の皆様一人一人が本当にこのむつ市を愛していただき、そしてむつ市を広めていただく役割をお願いしたいというのが本心でございます。そのためには、やはり私自身がこれはトップセールスというよりも、トップの観光大使といいますが、そういうふうなもので識見を自分自身高めていかなければいけないし、そして来客の方々にも私は、もう応接室に入りますと、まずとにかくむつ市のおいしいところと、そしてまたむつ市のいいところをさまざまご紹介をしているわけでございます。そういう意味では、観光大使というネーミングではございませんけれども、先ほど壇上で、鎌田議員もご承知の元気むつ市応援隊、その方々にも、これはさまざまプロデュースをしていただく部分、インタラクティブに情報交換をしていくという役割のほかに、むつ市の観光の部分、こういうふうなところもPRをしていただく役割をお願いしているところであります。

また、私も「むつ市のうまいは日本一」という

ことを掲げております。食を通じて、このむつ市、そして下北地区の観光のPR、これをしていかなければいけませんし、最近当地検定というふうなものもございまして、下北検定、これは私も模擬試験だけ受験しましたけれども、ようやくすれすれの合格点でした。うちの秘書課等にもテストを受けさせました。そういうふうなことで、まず自らこのまち、この地域を知るといふ、そういうふうな意識の啓蒙、そしてしっかりと身につけてお知らせをしていくという形で下北、むつ市の人全員観光大使というふうな意識を持っていただきたいなど。その部分においては、人育て、そしてまた自己づくりをしていかなければいけないのではないかなど。そういう意味では、観光行政は地域おこしと共通点があるというふうに思います。その意味からして、市民の皆さんを巻き込んだ形の観光行政が必要なのではないかなど、このように思うところであります。

最近、私自衛隊関係だとかさまざまむつ市以外の方々とお会いする機会がございますけれども、実は昨日も自衛隊の方とお話をいたしました。そうしたら、私以上にかなり図書館に通って、菅江真澄のお話をしたり、中川五郎治のお話をしたり、村林源助翁のお話をしたりというふうなさまざま各地の旧町村の部分の非常に歴史的なことをとらえられてお話をじっくりとなさる方もおいでです。そういうふうな意味で、やはり各地域の歴史、文化、こういうふうなものも十分市民の皆さん方に通曉していただくべくさまざまな場面を通してPRもしていかなければいけないし、そういうふうな形で市民一体となった観光大使の役割を啓蒙していくべく努力を重ねていきたいと、このように思います。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 観光行政につきましては、

市長には力強い答弁をいただいて、これからもよろしく願いいたします。

また、先輩議員、同僚議員も質問しておりますので、よろしく願いいたします。

自主財源確保、広告事業の推進について再質問いたします。先ほど総務部長より実績等報告をいただきました。全国の自治体では、図書の貸し出しカードの裏面広告、また街路灯の広告フラッグ、広告つき玄関マット、公用車やごみ収集車の広告つきホイールカバーなど、多種多様な資産を活用した広告事業を展開しております。

ところで、有料のごみ袋に企業広告を印刷し、広告収入を得る新たな広告展開についてお伺いをいたします。これは、佐賀市でのことではありますが、平成8年から家庭ごみの有料化を実施し、40リットルの袋が40円で、このほかに25リットル、15リットルと3種類のごみ袋があるそうでございます。このごみ袋に広告を入れるようにしたのは平成17年度で、40リットルの袋に1枠20万円で、1年間約520万枚の袋に3枠印刷し、年間60万円の収入であったと。現在は、とても申込数が多くなり、中袋、25リットルにも印刷しているそうです。このごみ袋の広告事業については、これはずっと将来的に収入増が期待できると私は思うのですが、また本市も家庭用のごみ袋が有料になってからは、特にいろいろな苦情も聞くことが多くなりました。料金が高いとか、燃えるごみ袋は薄くてすぐ裂ける、また持ちにくい、持ちやすい袋にかえてほしいなど、いろいろな苦情が聞かれます。ごみの有料化とともに、また不法投棄の問題も多くなっているように思われます。これは、行政の方にもいろいろな苦情が届いておりますが、この広告事業の自主財源について、ごみ袋の広告事業についてご質問いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 後段の部分のごみ袋の使い

勝手の部分、これは家庭の主婦からのご発言でございますので、それらは研究をさせていかなければいけないと、このように思います。

ごみ袋に広告を掲載することによって自主財源を確保すべきでないかというふうなご趣旨でございました。現在県内では当市を含めまして20市町村が指定ごみ袋を使用しているというふうなことでございまして、全国的にはこういうふうな厳しい財政状況の中で、今議員お話しのように、全国的にもごみ袋に広告掲載をするというふうな自治体がふえてきているように報告を受けております。また、県内では板柳町が1カ所、広告掲載をしていると。町指定ごみ袋の包装袋に広告募集をしているということでございます。この部分につきましては、指定ごみ袋への広告掲載につきましては全国的な先進地の状況を調べ、そしてまた広告料の設定の条件だとか、それから募集方法だとか、期間、そういうものがさまざま先進地によって違いますので、これは十分検討して、単に検討だけではなくて、本当に前向きに、これは自主財源の確保というふうな部分では大きな財源に、大きくとは言いませんけれども、幾らかでも、幾ばくかの形で財源としては期待できるものと、このように思いますので、積極的に前向きに検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 自主財源、よろしく願いいたします。

教育現場の環境整備について要望申し上げます。校庭の芝生化についてであります。先ほど教育長からもコスト高とかいろいろお話を伺いました。苗代が安く、特別な土壌管理を必要としない低コストで芝生化できる鳥取方式を考案された方は、ニュージーランド出身のニール・スミスさんです。ニュージーランドはすべて芝生で、土の校庭は考えられないことだったそうです。日本に

来られて、かたくて転んだり出血してしまう校庭やグラウンドが子供たちから外で安心して走り回る遊ぶ権利を奪っている見え、大変違和感を持たれたそうです。コストについて一般的な工法で、ロール芝を敷き詰める方法では平米1,000円から4,000円、ポット苗は平米80円と格安で、また文部科学省が進めている経済危機対策のスクールニューディール構想の補助金交付金事業で、国がその費用のほとんど95%を負担し、例えば2,000万円の事業であれば、実質負担100万円以下だそうでございます。これは、マスコミも大きく取り上げ、全国に今広がっているということでもあります。

土の上では無意識に転倒をおそれ、能力を最大限発揮できません。転んでもけがをしない芝生の上で思いっきりよく遊ぶことで子供たちの体力や運動能力が向上することは間違いのないと思います。芝生化という事業について、文部科学省はその意義、効果を学校設置者に情報提供し、事業化の積極的な検討を促したいと委員会でも答弁されております。

さらに、文部科学省ホームページには、芝生化には多くの効果があり、整備促進を図っていますとかいろいろ書き込みもございます。市長自ら「こどもは地域のたからもの」と子供たちを大いに成長していただきたいという方向で市長になられてからいろんなところで大湊高校の野球部の皆さんと懇談したり、いろんなことが私たちにも伝わってきております。芝生の上を元気に駆け回る姿が早く見られますように、財政的な問題もございませぬが、よろしく願いいたします。

質問の4の選挙のことは、むつ市議会第178回定例会、そして第194回定例会、今回と質問をしまいいりました。選挙管理委員会委員長におかれましては、いろいろこれまでご答弁いただきましてありがとうございます。先ほども前向きなご答弁でありました。ぜひ国民の選ぶ権利とい

うことに関しまして、これから高齢化も進みますので、対応方、また体制づくりをよろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月15日は中村正志議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員の一般質問、議案第81号及び議案第82号に対する質疑、委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時06分 散会

